The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「韓国併合」と皇族・華族制度の変容 ： 「一九一〇年体制論」の意義
Author(s)	山中, 永之佑
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 377-429
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67966
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「韓国併合」と皇族・華族制度の変容

――「一九一〇年体制論」の意義――

山中永之佑

はじめに
第一章「韓国併合」と植民地帝国日本の成立
第二章「韓国併合」と王公族・朝鮮貴族の創設
一　韓国皇室の処遇――王公族の創設――
二　韓国功臣の処遇――朝鮮貴族の創設――
第三章　皇族・華族制度の変容と宗秩寮の設置・二等国民の創出
一　王公族・朝鮮貴族の国法上の位置
二　宗秩寮の設置とその意義
三　王公家軌範による王公族と皇族の班位等の再確認・整備・明確化と現実の先行
四　王公族と皇族の権限等の差異
五　朝鮮貴族と華族の権限等の差異
六　二等国民の創出
むすびにかえて――「一九一〇年体制論」の意義――

はじめに

本稿は、一九一〇（明治四三）年の、いわゆる「韓国併合」によって、日本の天皇制権力の頂点の法的構造を構成する皇族制度・華族制度にもたらされた変化とその意義について考察することを主たる目的とするものである。[1]

日本近代国家は、「韓国併合」によって、植民地帝国としていちおう成立する。その成立は、植民地領有国家たる日本近代国家の成立と考えられる。その主たる理由の一つが、主権国家韓国の「併合」にともなって「併合」以前の天皇制権力の頂点の法的構造を構成した皇族・華族制度に変化がもたらされたからである。それは新たに、前韓国「皇室」（皇帝・皇族―以下、韓国皇室と略称する場合がある）が日本の皇族の「礼遇」をうける、準皇族たる王公族として皇族の次位に、前韓国「功臣」が日本の華族の「礼遇」をうける、準華族たる朝鮮貴族として華族の次位に、それぞれ差別的な処遇をもって、追加、編入されるという変化である。[2] この変化を本稿は、皇族・華族制度の変容という言葉で表わしている。この変化した天皇制権力の頂点の法的構造は、一九四五年の敗戦による植民地帝国日本＝大日本帝国の崩壊まで維持され、その本質も基本的には変わらない。従って、この天皇制権力の頂点の法的構造の変化は、植民地帝国日本がいちおう成立したことを示す重要な指標となるのである。その意味で、本稿は、植民地帝国日本が成立する一九〇一年前後を日本近代国家の法体制の成立期として捉えるとともに、植民地帝国日本がいちおう成立する一九一〇年をとり、日本近代国家の法体制を象徴的に「一九一〇年体制」と指称し、把握することを試論として提示し、先学諸賢のご教示を仰ぎたいと願っている。

従って、本稿は、「韓国併合」による皇族・華族制度の変容とその意義を論究することを主たる目的とするが、併せて、一九一〇年前後の法・政策にも言及し、「一九一〇年体制」として日本近代国家の法体制を指称し、把握

することの意義についても論じようとするものである。

第一章　「韓国併合」と植民地帝国日本の成立

日本帝国は、一八九五（明治二八）年に日清戦争に勝利したことによって台湾・澎湖列島を領有して以降、一九〇五（明治三八）年、樺太を領有、関東州を租借地とし、続いて英米の支持のもと、一九一〇（明治四三）年に、いわゆる「韓国併合」[3]を行なって、同国を植民地とし、次いで第一次世界大戦においてドイツ領南洋群島を日本軍が占領した結果、一九一九（大正八）年、ベルサイユ条約によって南洋群島を委任統治領とした。加えて、傀儡国家満州国を支配することによって本国（内地）を中核とする植民地帝国秩序を形成していった。

しかし、日本帝国を植民地帝国たらしめた代表的植民地は、台湾・朝鮮、なかでも朝鮮であったと言えよう。その理由は、明治維新後、日本は、日清・日露戦争という対外戦争を行なったが、その目的は、朝鮮を独占的に支配することにあったからにほかならない。このことは、第一回帝国議会の冒頭、山県有朋首相が、日本国家の「独立・自衛」のためには「主権線」（日本固有の領土）と「利益線」（主権線を安泰にするための隣接国の領土）を「確保」する必要があり、そのためには、陸海軍経費に国が巨大な金額を投じることもやむを得ないと施政方針演説で力説したことによっても明らかである。山県の言う「利益線」とは、韓国＝朝鮮のことを指称したものである。[4]日清戦争後の台湾領有だけでは、日本は、「利益線」の確保→獲得の目的を達成したことにはならない。従って、日本近代国家は、日露戦争を経て、「韓国併合」＝朝鮮を領有することなしには成立し得なかったと言っても過言ではない。このことは、日本帝国による植民地領有＝支配の正当性を意味するものでは決してないが、日本近代国家が植民地帝国と言われるゆえんはここにある。こうして日本は、一九一〇年に、はじめて台湾・朝鮮を植民地と

して領有する植民地帝国として成立するのである。

このような経過の中で、一九一〇年前後には、後述するように、近代日本の国家体制・法制度の根幹を構成する諸立法も出揃うのである。本稿が、日本近代国家の法体制を「一九一〇年体制」という言葉で象徴的に総括するゆえんもまたこの点にある。この点については、後に論述することとし、まず、次章においては、「韓国併合」にともなう王公族と朝鮮貴族の創設の経緯を、新城道彦氏の研究[5]に依拠して簡潔に述べておきたい。

第二章　「韓国併合」と王公族、朝鮮貴族の創設

一　韓国皇室の処遇――王公族の創設――

「韓国併合」に至る過程で、日本政府が頭を悩ました最重要の課題の一つが、韓国皇室の処遇であった。日本は、韓国植民地化の過程で「日韓議定書」を締結して同国を事実上の保護国とし、第一次日韓協約（一九〇四年）に続いて第二次日韓協約（一九〇五年）を締結して、一九〇六（明治三九）年には、統監府を置いた。しかし、このような日本の行動に対しては、当然に韓国各地で抵抗運動が起った。もちろん韓国皇帝（高宗）も韓国独立庇護をハーグ万国平和会議に提訴しようとしたハーグ密使事件（一九〇七年）などに見られるように抵抗を示した。

韓国の外交・立法・行政・人事に関わる広範な権限を有し、「併合」に至る諸政策を遂行した寺内正毅韓国統監（一九一〇年五月三〇日、胃癌のため帰京していた曾根荒助に代って、陸軍大臣兼務のまま就任）は、韓国皇室を「政治上禍乱ノ泉源」と見做して、韓国皇室の韓国民に対する影響力を警戒した。寺内統監は、「韓国併合」における韓国皇帝処遇の重大性・必要性を重視して、韓国皇室に日本の皇族の礼遇を保障することを考慮するに至る。しかし、韓国皇室を日本皇族に入れることはできない。そこで韓国皇室が、日本皇族の礼遇を受ける新たな制度を創設する

ことになったのである。[6]

寺内は、「韓国併合」交渉を円滑に進めるため「併合」の大綱だけでなく、その細目を明確に定めておく必要があると考えていた。一九一〇年六月下旬から七月上旬にかけて首相官邸で開かれた併合準備委員会で、まず議題となったのは「韓国皇室及功臣の処分」であった。[7] このことは「韓国併合」に当って、「韓国皇室及功臣ノ処分（処遇―山中注）」が重要な課題であったことを示している。[8] まず、韓国皇室の処遇が決められた経緯について簡潔に見ておこう。

日本政府は、一九〇九（明治四二）年七月六日の閣議で、「併合」にともなう韓国皇室の処遇について、次のような案を決定した。

その案は、（一）韓国皇帝を廃位して「大公殿下」と称すること、（二）太皇帝、皇太子李垠（イウン）、義親王李堈（イガン）（初代李王坧（チョク）の異母弟、皇太子李垠の異母兄）を「公殿下」と称すること、（三）彼等を東京に移住させ、日本の皇族と華族の例を参酌して特別の礼遇と特典を与えること、（四）大公家・公家には、「礼費」として「一定ノ手額」を支給すること、（五）大公家・公家の一切の事務は、宮内省が管理すること、（六）韓国皇室の私有財産は、そのまま私有とし、私有でないものは日本政府の所有に移すとするものであった。[9]

さらに、翌一九一〇年七月八日の閣議では、「併合」後、韓国皇室に一五〇万円の歳費を支給することを決定した。[10] 以後、政府・宮内省は、寺内統監と韓国皇室の処遇について双方の意見の相違を調整しつつ、交渉を続けるが、[11] 同年八月二二日になって、本国政府は、韓国皇室の処遇に関する最も新しい詔書案を「貴府（統監府―山中注）ノ御意見ニ基キ宮内省案ヲ修正」したと付記し「最早此上修正ノ余地ナシ」と告げて統監府に送付した。[12] この最新の詔書案では、統監府が求めた「現皇帝ハ李王ト爲シ」とした統監府案は認められず「王ト爲シ」に変更されている。

政府は、宮内省と協議して、統監府案の「現皇帝ハ李王ト爲シ」を認めず「王ト爲シ」に変えたのである。[13]

しかし、政府と宮内省が統監府案に対して行なった修正に対して、八月二三日、児玉秀雄統監秘書官は、柴田家門内閣書記官長宛に電報を送り「単ニ王ナル文字ヲ用ウルトキハ従来ノ行掛上朝鮮王ナル称号ヲ用ヰタキ希望ヲ申出ツル虞アリ。当方ニテハ特ニ李王ナル文字ヲ用ヰテ予メ之ヲ防カムトシタルナリ」と伝えた。これを受けた柴田は、同日、児玉統監秘書官に対して統監府側の意見を入れた補足の告示案を出しても構わないが、既に確定している詔書案を書き直すことは困難である、と寺内統監に伝えるよう返信した。この返信に対して、八月二四日には、寺内統監自ら、直接、桂首相に電報を送り、児玉統監秘書官の柴田内閣書記官長宛の電報と同じ理由を挙げて詔書案の文言を「王」から「李王」に改め、韓国側が「朝鮮王ト称シ度希望ヲ申出ツル恐」を排除するため「詔書ハ確定シタル由ナルモ未タ発表前ノコトナレバ今日ニ於テ之ヲ改ムルコト敢テ難キニ非サルヘシト考ヘラルルニ付、此際一度閣下ニ御考慮ヲ煩ハシ度」と要請した。八月二三日付の児玉統監秘書官から柴田内閣書記官長宛の同趣旨の電文が「強テ主張セサルモ」と控えめであったのに比べて寺内統監の桂首相宛の電文の内容は、右に紹介したようにかなり強硬である。寺内は、既に宮内省案が確定しているとしても、まだ「発表前」のことなので、「改」めることは難しいはずはない。もう一度考え直してほしいと桂に修正するよう強く申し入れたのである。[14] 陸軍大臣を兼務（一九〇二年三月二七日～一九一一年八月三〇日）し、強大な権限（本稿一一四三頁参照）を持つ統監府の長官とは言え、寺内が、首相に対して、このような強硬な態度をとることができる状況が、既に存在していたことは、看過されてはならない。

桂首相は、寺内の要請を受け入れはしたものの宮内省案を完全に否定することもできず、結局、韓国皇帝の処遇については、寺内統監の「王」を「李王」に改めるという要請も受け入れるかたちで、一九一〇（明治四三）年八

月二九日に、次に掲げるような文言で、二つの「詔書」が公布されたのである。(15)

前韓國皇帝ヲ册シテ王ト爲シ皇太子及將來ノ世嗣、太皇帝及其儷匹ノ稱呼ヲ定メ竝ニ禮遇ノ件（以下「詔書一」と略称する場合がある。—山中注）

朕天壤無窮ノ丕基ヲ弘クシ國家非常ノ禮數ヲ備ヘムト欲シ前韓國皇帝ヲ册シテ王ト爲シ昌德宮李王ト稱シ嗣後此ノ隆錫ヲ世襲シテ以テ其ノ宗祀ヲ奉セシメ皇太子及將來ノ世嗣ヲ王世子トシ太皇帝ヲ太王ト爲シ德壽宮李太王ト稱シ各其ノ儷匹ヲ王妃太王妃又ハ王世子妃トシ竝ニ待ツニ皇族ノ禮ヲ以テ特ニ殿下ノ敬稱ヲ用ヰシム世家率循ノ道ニ至リテハ朕ハ當ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定メ李家ノ子孫ヲシテ奕葉之ニ賴リ福履ヲ增綏シ永ク休祉ヲ享ケシムヘシ茲ニ有衆ニ宣示シ用テ殊典ヲ昭ニス（以下略—山中注、傍点は山中）

李堈及李熹及其配匹ノ稱呼竝ニ禮遇ノ件（以下「詔書二」と略称する場合がある。—山中注）

朕惟フニ李堈及李熹ハ李王ノ懿親ニシテ令問夙ニ彰ハレ槿域ノ瞻望タリ宜ク殊遇ヲ加錫シ其ノ儀稱ヲ豐ニスヘシ茲ニ特ニ公ト爲シ其ノ配匹ヲ公妃トシ竝ニ待ツニ皇族ノ禮ヲ以テシ殿下ノ敬稱ヲ用ヰシメ子孫ヲシテ此ノ榮錫ヲ世襲シ永ク寵光ヲ享ケシム（以下略—山中注、傍点は山中）

こうして、「皇族ノ礼」遇を享ける王・公と称する前韓国皇室＝王公族が創設されたのである。

上述した前韓国皇室の処遇は、右に紹介した前韓国皇室の処遇に関する二つの詔書と同年、同日に公布された日韓両国間の「併合条約」＝「韓国併合ニ關スル條約」第三條「日本國皇帝陛下ハ韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下竝其ノ后妃及後裔ヲシテ各其ノ地位ニ應シテ相當ナル尊稱、威嚴及名譽ヲ享有セシメ且之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス」、第四條「日本國皇帝陛下ハ前條以外ノ韓國皇族及其ノ後裔ニ對シ各相當ノ名

譽及待遇ヲ享有セシメ且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス」に基づくものであった。

次に韓国「功臣ノ処分」（処遇）について見ておこう。

二　韓国功臣の処遇――朝鮮貴族の創設――

統監府は、「併合」交渉を進めるために、様々な懐柔策を韓国側に提案していた。その重要な懐柔策の一つが「勲功アル韓人ニハ栄爵ヲ授ケ之ニ相当スル恩賜金ヲ与フルコト」であった。この懐柔策の具体化が「併合条約」公布までに朝鮮貴族令を制定し、王公族に含まれない韓国皇帝の親族や政府要人を日本の華族と同様に処遇することであった。こうした措置は「併合条約」と同時に行われてこそ効果があったからである。このことは、「併合条約」締結の二日前の一九一〇年八月二〇日、寺内統監が、桂首相に対して「恩賜金下賜ハナルヘク速ニ之ヲ行フヲ得策ト認ムル」から「本官ノ名ヲ以テ辞令ヲ発シ、公債証書出来次第之ヲ交付シ置キ、後日、本証書ト引換ルコトニ致シタシ」と電報で要請していたことにも表われている。寺内は、同日また桂首相に対し朝鮮貴族令案と公族附職員官制案についても電報を送り、公族附職員官制案については後に協議するが「貴族令ハ時局解決ト同時ニ発布スルノ必要アルモノト認ムル」と述べていたのである。(16)

こうした寺内統監の要請が受け入れられたかたちで、一九一〇年八月二九日に朝鮮貴族令（皇室令第一四号）が公布されるに至ったのである。左に朝鮮貴族令の主な条文を掲げる。

朝鮮貴族令

第一條　本令ニ依リ爵ヲ授ケラレ又ハ爵ヲ襲キタル者ヲ朝鮮貴族トス

有爵者ノ婦ハ朝鮮貴族ノ族稱ヲ享ク

第二條　爵ハ李王ノ現在ノ血族ニシテ皇族ノ禮遇ヲ享ケサル者及門地又ハ功勞アリタル朝鮮人ニ之ヲ授ク

第三條　爵ハ公侯伯子男ノ五等トス

第四條　爵ヲ授クルハ勅旨ヲ以テシ宮内大臣之ヲ奉行ス

第五條　有爵者ハ其ノ爵ニ應シ華族令ニ依ル有爵者ト同一ノ禮遇ヲ享ク

第六條　有爵者ノ婦ハ其ノ夫ノ爵ニ相當スル禮遇及名稱ヲ享ク

有爵者ノ寡婦其ノ家ニ在ルトキハ特ニ貴族ノ族稱ヲ保有セシメ從前ノ禮遇及名稱ヲ享ケシム

第七條　有爵者ノ家族ニシテ左ニ掲ケタル者ハ華族ト同一ノ禮遇及貴族ノ族稱ヲ享ク

一　曾祖父、祖父、父

二　爵ヲ襲クコトヲ得ヘキ相續人及其ノ嫡長男子、嫡出ノ男子ナキトキハ其ノ庶長男子

三　前二號ニ掲ケタル者ノ配偶者

（中略―山中注）

第十四條　相續人忠順ヲ缺クノ行爲アリタルトキハ襲爵ヲ勅許セラルルコトナシ

（中略―山中注）

第十五條　有爵者及第六條又ハ第七條ノ禮遇ヲ享クヘキ者ノ身分ニ關シ監督上必要ノ事項ハ宮内大臣之ヲ管掌ス

第十六條　有爵者國籍ヲ喪失シタルトキ又ハ禁錮若ハ禁獄以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケ其ノ裁判確定シタルトキハ其ノ爵ヲ失フ

第六條又ハ第七條ノ禮遇ヲ享クヘキ者前項ノ場合ニ該當スルトキハ貴族ノ族稱ヲ除キ又ハ其ノ禮遇ヲ禁止ス

第十七條　有爵者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ爵ヲ返上セシメ又ハ其ノ禮遇ヲ停止若ハ禁止ス

一　貴族ノ體面ヲ汚辱スル失行アル者

二　貴族ノ品位ヲ保ツコト能ハサル者
三　忠順ヲ缺クノ行爲アル者
四　宮内大臣ノ命令又ハ家範ニ違反シ情狀重キ者　（傍点は山中）

右に見られるように、朝鮮貴族令に基づいて、「李王ノ現在ノ血族」で、皇族の礼遇を亨けない者および「門地又ハ功労」のあった朝鮮人に対し「朝鮮貴族」として「勅旨ヲ以テ」「公侯伯子男」の爵位を授け、「華族令ニ係ル有爵者ト同一ノ礼遇」を亨けさせ、また「有爵者ノ婦」にも「其ノ夫ノ爵ニ相当スル礼遇及名称」を、さらに有爵者の一定範囲の「家族」に対しても「華族ト同一ノ礼遇」をそれぞれ亨けさせて、朝鮮貴族として華族に準ずる地位と待遇が与えられたのである。

上述の前韓国功臣の処分（処遇）は、前韓国皇室に対する処遇と同様に「韓国併合条約」（第五條「日本國皇帝陛下ハ勲功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ爲スヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與フヘシ」）に基づくものであった。

第三章　皇族・華族制度の変容と宗秩寮の設置・二等国民の創出

前章において述べたような経緯を経て王公族、朝鮮貴族が創設されたが、本章では、その創設が日本の皇族・華族制度にどのような変容をもたらしたか、また王公族と皇族、朝鮮貴族と華族との間にどのような順位＝班位・権限等の差異があり、それがどのような意義を有していたかなどについて宗秩寮の設置との関連にも言及しながら考察したい。

一　王公族・朝鮮貴族の国法上の位置

王公族は、皇族の「礼遇」をうけるのであるから、皇族ではないが、華族は、そもそも皇族の「礼遇」をうけない。その意味では、王公族は、華族の上位、皇族の下位に位置づけられたと解されるのである。この位置は、一九二六（大正一五）年一二月一日公布の皇室令第一七号「王公家規範」第四〇条「王公族ノ班位ハ皇族ニ次キ……」などの規定によって再確認・整備されて明確化するが、法的には、既に紹介した「韓国併合条約」および右に述べた意味において一九一〇（明治四三）年の「詔書一・二」に基いていちおう定まっていたと解釈される、と私は考えている。すなわち、王公族の国法上の位置は、法的実態（「併合条約」と「詔書一・二」によって裏付けられた実態）としては、客観性をもっていちおう定まっていたと言えるのである。このことは、後に紹介する帝室制度審議会の結論や枢密院において表明された金子堅太郎（審査委員）の意見、宗秩寮の事務分掌順序からも判断される。

しかし、当時の現実は、そうではなかったと言われている。高久嶺之介氏は「詔書一・二」の起草に関わった伊東巳代治も「王公族の国法上の位置は皇族か、それとも一般臣民であるのか。」「まよっていたのではないかと思われる。」と、詔書公布から六年後（一九一六（大正五）年九月上旬）に伊東が大隈重信首相、波多野敬直宮相に提出した「皇室制度再査議」の中の文章を挙げて述べておられる。[17] また「皇室制度再査議」の提出を契機に一九一六（大正五）年一一月四日に設置された帝室制度審議会（伊東巳代治総裁）・第一特別委員会（一九一六年一一月一五日）の第一「王族公族ニ関スル法規ノ件」（第二「皇族ト王族トノ婚嫁ニ関スル件」）の審議においても「詔書」「併合条約」の意義等に関連して王公族の国法上の位置が、議題とされたことを島善高氏が紹介されている。[18]

ここでまず、伊東が「皇室制度再査議」の中で「王公族の国法上の位置は皇族か、それとも一般臣民であるのか。」「まよっていたのではないかと思われる。」として高久氏が挙げられた文章を見てみよう。

其他、他日王世子ノ王子誕生セラルルコトアルニ於テハ其ノ身位ト礼遇トヲ如何ニスヘキカノ問題亦必ス生セサルヘカラス。夫レ王族公族ノ国法上ノ地位ニ至テハ全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス。蓋王族公族ハ特ニ皇族ト同一ノ礼遇ヲ与ヘラレタルモノニシテ、其性質ノ皇族ニ非サルハ、何人モ疑ヲ容レサル所ナレハナリ。故ニ皇室典範ヲ始メ、皇族ノ為ニ規定セラレタル皇室令其ノ他ノ法規ハ特別ノ明条ヲ存セサル現今ノ状態ニ於テ固ヨリ王族公族ニ適用又ハ準用セラルヘキ限ニ在ラス。随テ今其ノ国法上ノ地位ヲ案スルトキハ敢テ一般臣民ト択フ所ナキカ如シト雖トモ、果シテ然リトセハ特ニ皇族ノ礼ヲ以テ遇シタマフ所ノ殊典ト精神トニ於テ甚タシク軒輊スルモノト言ハサルヘカラス。是レ畢竟法制ノ欠漏不備ニ職由スト言ハサルヲ得ス[19]（傍点は、高久氏）。

伊東は、右の文章で「王族公族ノ国法上ノ地位ニ至テハ全然規定ヲ闕如シテ茫漠判スヘカラス」と述べながら、続いて「蓋王族公族ハ特ニ皇族ト同一ノ礼遇ヲ与ヘラレタルモノニシテ其性質ノ皇族ニ非サルハ、何人モ疑ヲ容レサル所ナレハナリ」と述べている。ここで彼は、王公族は「皇族ト同一ノ礼遇ヲ与ヘラレ」てはいるが、その「性質」は、皇族と同じではなく、皇族待遇、つまり皇族に準ずる地位であることを明らかにしている。つまり彼は「詔書一・二」において「礼遇」という文言を皇族と同一の「特に厚き待遇」「特権等」（後述一一二三頁～一一二四頁参照）ではなく、皇族に準ずる「特に厚き待遇」「特権等」という意味で用いているのである。しかも、後半で王公族の「国法上ノ地位ヲ案スルトキハ敢テ一般臣民ト択フナキ所ナキカ如シト雖トモ」すなわち、一般臣民と区別がつかないように見えるけれども、もし、そのような処置をすれば「皇族ノ礼ヲ以テ遇シタマフ所ノ殊典ト精神トニ於テ甚シク軒輊スルモノト言ハサルヘカラス」とも述べている。伊東の言う「殊典」とは、前韓国皇室を礼遇する「詔書一・二」を指称したものであると思われる。つまり彼は、前韓国皇室＝王公族を「皇族」として礼遇する「殊典」＝「詔書一・二」の精神とは相反することになると言わざるを得ない、と述べているのである。

この伊東の意見からすれば、彼は「王族公族ノ国法上ノ位置ニ至テハ全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス」と述べながらも、他方で「詔書一・二」とその「精神」からすれば、王公族は、皇族ではないが、皇族の礼遇をうける準皇族であるから一般臣民と同じように処遇すべきではないと述べていることになる。伊東のこの意見は「詔書一・二」に則って王公族を国法上、準皇族として位置づけないと「第一国際条約上背信の行為なること、第二には先帝陛下の詔書を無視し韓国皇室に対し履信の実を失ふ事、第三朝鮮統治に非常に騒乱を招くの虞ある事、第四に婚儀問題に付曽て元老会議を開かれ宮内当局も其儀に参して婚儀を奏薦したるは正しく典範違反の行為なることを自認する事」[20]になるという、彼の懸念に由来するものであった。

この一見、矛盾したように思われる伊東の「皇室制度再査議」の意見をどのように考えればよいのか、それについては、後で私見を述べることにして、論を先に進めよう。

帝室制度審議会では、審議会委員の岡野敬次郎、馬場鍈一、栗原広太らを朝鮮に出張させ（一九一七年三月）、旧韓国王室の制度を調査させたうえ、審議の結果「王公家軌範案要項」を作成した。その「第五」においては「王公族ノ国法上ノ地位ハ条約及詔書ニ其ノ根拠明ニシテ之カ為ニ皇室典範ヲ改正シ或ハ皇室令ヲ以テ規定セムトスルハ失当ナリ」（傍点は山中）として[21]「朝鮮王公族の法的な地位を飽くまでも日韓併合条約及びその折の詔書に基いて解釈し『韓国皇族ノ優遇ニ関スル詔書』に『待ツニ皇族ノ礼ヲ以テス』とあるのを根拠に王公族を日本の皇族に準じるものと見なした。」[22]のである。この帝室制度審議会の結論は、王公族の国法上の位置が「韓国併合条約」「詔書一・二」において定まっていることを明らかにし再確認したことを意味するものにほかならない。帝室制度審議会は、この基本的認識に基いて「王公家軌範」の起草に取り組み、修正を経て「王公家軌範案」を作成した。この「王公家軌範案」を上奏すべく、伊東は、一九一七（大正六）年一二月一七日、波多野敬直宮相に提出する。[23]

この「案」は、また一九一八（大正七）年五月一四日、枢密院に諮詢される。この枢密院において王公族の法的位置づけが審議された第二回審査委員会（一九一八年六月一〇日開催）で審査委員の一木喜徳郎顧問官（山県有朋系法制官僚）が、「王公家軌範」を一般法令とは異なる形式で制定できる特例があるとすれば、その根拠は、「併合条約」と「詔書一・二」によるほかはないが、これは、単に「尊称」「威厳」「名誉」といった礼遇を保障すると記しているのみであるから王公族に関する法令を皇族と同様の形式によって定める根拠とはならないと否定した。[24] また一木は、王公族は皇族ではないとの前提に立って、唯一の可能性は「華族既ニ可ナリ、況ンヤ華族以上ニ位スル王公族ニ於テヲヤ」などと「況ンヤ解釈」を用いることにより、王公族を皇族に準ずると拡大解釈して皇族の王公族への婚嫁を認めることはできない、と結論づけた。この一木の意見には、末松謙澄審査委員の他、ほとんどすべての審査委員が賛同した。[25] 末松は「王公家軌範」に賛成することは「不忠不義」であるとも批判していた。[26]

このような枢密院審査委員会の中で、ただ一人、金子堅太郎審査委員だけが「茲ニ再ヒ韓国併合当時憂慮セル問題ニ逢着セリ。余ハ併合以来条約及詔書ニ依リ朝鮮皇族ノ地位ハ定マリ、之ニ関スル事項ハ皇室令ヲ以テ規定セラルヘキト考ヘタリ」（傍点は山中）と述べている。[27] 金子は、また同日開会の「王公家軌範案ニ関スル枢密院特別委員ノ相談会」においても、同じく彼の「憂慮」を述べ、続いて「当局者ハ併合當時ヨリ一定ノ見解ヲ持テ居ルコト思フ即チ条約竝詔書ヲ以テ日本ト朝鮮トニ対スル根本法ナリト思惟シ帝国ニ対シテ最上法律ナリトノ見解ヲ取リタルモノニシテ（中略―山中注）朝鮮ト日本トノ関係ニ付テハ当初ヨリ既ニ定マリテ朝鮮貴族ノ事モ現ニ皇室令ヲ以テ制定セラレ居レリ今ニ至リテ右様ノ事カ議論セラルルハ更ニ併合当時ニ遡ル如キ結果トナリ自分ハ甚タ之ヲ疑ハサルヲ得ス尊称名誉威厳ノ外ノ事ハ法律事項ナリトセハ議会ノ問題トナリ従テ朝鮮ト日本トノ間ヲ阻隔スルカ如キ議論カ議会ノ問題トナルノ虞アリ故ニ皇室令ヲ以テ準皇族トシテ取扱フ精神ナリト思フ」[28]（傍点は山中）とも述

べている。これらの金子の意見は看過できない。彼は、ハーバード大学法学部卒で、バチェラー・オブ・ローズの学位を持ち、司法大臣の経歴もある[29]法制官僚である。

右の金子の意見にも述べられている、「詔書」（他に朝鮮貴族令、李王職官制等）の起草に当ったのは、伊東巳代治、岡野敬次郎、奥田義人である[30]。伊東は、帝国憲法、皇室典範の起草にも関与し、帝室制度調査局においても一九〇七（明治四〇）年の皇室典範増補や皇室令の制定にも尽力している。岡野は、帝国大学法科大学を卒業、起草に当った当時は、東京帝国大学法科大学教授兼宮中顧問官であった。奥田は、東京大学法学部を卒業、内閣法制局長官の経歴もあり、起草に当った当時は、宮中顧問官であった。二人は法学博士の学位も取得している[31]。

彼らは、法制官僚として立法技術、法解釈に通暁している当時の代表的人物と言える。その彼らが起草に当った「詔書」について、伊東もその一人であるにもかかわらず、彼は「皇室制度再査議」では「王族公族ノ国法上ノ地位」について「全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス」と、あいまいであるかのような印象を与えかねないことを述べているのである。しかし、伊東が総裁をつとめ、岡野も委員ととして参加した帝室制度審議会は、先に紹介したように「王公族ノ国法上ノ地位ハ条約及詔書ニ其ノ根拠明ニシテ」という理由で、王公族を皇族に準じるものと見なすと結論したのである。さらに、先に挙げた「王公家軌範案」の前文にも「王公族ハ国法上皇族ニ準シテ其ノ待遇ヲ亨クルハ条約及詔書ニ之ヲ観ルヘク一般臣民ノ遵由スヘキ法規ヲ以テ王公族ニ律スヘカラサルハ亦毫芒ノ疑義ヲ容レス」と記されていたのである[32]。

にもかかわらず、この「王公家軌範案」が枢密院の審議に付されると、金子以外の、ほとんどすべての審査委員が、既述したように、この「案」に反対した。

けれども、反対した彼らも、皇族の王公族への婚嫁自体は「時アリテ可然義」と考えいた。彼らは「要は、王公

家軌範によって王公族を皇族に準ずると拡大解釈するのではなく、典範三九条自体を改正して皇族の王公族への婚嫁を法的に認めるべきだとしたのである。[33]」彼らは、王公族男子と皇族女子が結婚する場合、皇族女子は皇族から離れるので皇族に王公族の血は入らない。皇族女子が王公族になるだけと考えたのである。[34] 本稿は、この帝室制度審議会と枢密院の紛争（論争）[35]を考察することを本来の目的とするものではないので、これ以上の論及は控えたい。

上述してきたところから、私が強調したいのは「併合条約」と「詔書一・二」は、単に「尊称」「威厳」「名誉」といった礼遇を保障すると記しているのみであるとする枢密院の一木審査委員の意見は、法解釈としては無理があり、[36] 帝室制度審議会の結論や枢密院における金子審査委員の意見などのように、王公族の国法上の位置は「併合条約」「詔書一・二」に基づいて定まっていたと考える方がむしろ正しい法解釈であるということである。このように考えるならば「王公家軌範」の制定を含むそれに至る立法過程は、このことを再確認し、その細部を整備する作業であったと言えるのである。では、何故、伊東が「皇室制度再査議」の中で「王公族ノ国法上ノ地位」は「全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス」と、あいまいであるかのような印象を与えかねないことを述べたのか。

そもそも一国家（一民族）が他国家を奪い、領有し、統治する行為＝植民地領有・統治自体、行なってはならないことである。その意味で、植民地領有・統治は、本来的に矛盾を含んだものである。

従って「韓国併合」によって主権国家韓国の統治者であった皇帝・皇族・貴族・官僚等の支配層や韓国国民を日本国家の統治下に置くことは、異なった法制度・法構造を解体・再編して日本国家に適合的に組み込むという困難な作業とならざるをえない。「條約」締結過程で生じた前韓国皇室の処遇をめぐる統監府と本国政府・宮内省との意見の相違は、まさにその困難さを表わす一現象と言えよう。それ故、伊東らが命じられた「詔書一・二」の起草は「併合」によって創設された王公族を、どのようにして国法上に位置づけるかという極めて難しい作業であった

と思われる。それは、枢密院において金子も「朝鮮ノ事カ憲法典範ニ掲ケアラサルハ当時ハ其ノ事念頭ニ存セサリシカ故ナリ」[37]と述べているように、帝国憲法も皇室典範も想定していなかった事態であった。そこで「詔書一・二」は、王公族について、前韓国皇室、官・民も納得させ、王公族を皇族に準じて待遇することに反撥する、後の枢密院に見られるような日本国内の政治勢力（後述一一二五頁参照）をも刺激しないように配慮して起草されたものと思われる。その意味では、あからさまに表現出来ない、一見、あいまいな表現の仕方が用いられたとしても、無理からぬことであった。先に紹介した伊東の「皇室制度再査議」の難渋した文章も、まさにそのことのあらわれと言えよう。帝室制度審議会と枢密院の紛争（論争）も、またその延長線上に生じたものであった。

しかし、伊東らは、法制官僚として、当時の国家意思をそんたくして、一見、あいまいと思われる表現を用いながらも、王公族は皇族ではないが、国法上は、皇族に準じる位置にあることが、法解釈上、何とか定まるように「詔書一・二」を苦心して起草したものと推察される。さらに、この問題を考えるに当って、ヒントになると思われるのは、金子が枢密院において「余ハ併合以来条約及詔書ニ依リ朝鮮皇族ノ地位ハ定マリ……」と述べる前に「茲ニ再ヒ韓国併合当時憂慮セル問題ニ逢着セリ。」と述べていることである。

金子が「茲ニ」「逢着セリ」と述べている「韓国併合当時憂慮セル問題」とは何か。これを、伊東の「皇室制度再査議」との関連で考えてみよう。「皇室制度再査議」において、彼は「王公族ノ国法上ノ地位ニ至テハ全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス」と述べたうえで「蓋王族公族ハ特ニ皇族ト同一ノ礼遇ヲ与ヘラレタルモノニシテ、其性質ノ皇族ニ非サルハ、何人モ疑ヲ容レサル所ナレハナリ」（傍点は山中）と述べている。「詔書」やここに伊東が用いている「待ツニ」「礼ヲ以テ遇スル」＝「礼遇」という文言は、当時、既に「皇族、華族其他一般人民に比して、特に厚き待遇を皇室又は国家より受くることを礼遇と謂ふ、或意味に於ては、皇族の特権、華族の特権と云

ふと同意なり」[38]として用いられている。管見の及ぶ限りでは、一八八四（明治一七）年には「達」[39]においても用いられ、また華族令（一九〇七年）においても用いられている。従って、伊東らが、韓国皇室の処遇に関する「詔書一・二」に、これと同趣旨の「待ツニ皇族ノ礼ヲ以テ」するという文言を用いたことは理解できる。

このように考えると、伊東が「皇室制度再査議」で、強調しようとしたのは、既述したように、王公族が皇族ではなく準皇族として皇族の「礼遇」＝待遇をうける、その意味で、皇族の次位にあることは「何人モ疑ヒヲ容レサル所」であるが「王公族ノ世家卒循ノ道ヲ定メタル法規」のような細部にわたっては「王公族ノ国法上ノ位置」が「全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス」「是レ畢竟法制ノ欠漏不備ニ職由スト言ハサルヲ得ス」ということにあった、と考えられるのである。このことは、一九一〇年の「詔書」起草以来、伊東が懸念していたことではなかろうか。その懸念とは、彼が「皇室制度再査議」において述べているように、岡野、奥田とともに起草した「韓国皇室処分（ママ）ノ詔書」等が「悉ク裁可公布セラレタリ随テ之ニ伴ヒ必然具備セサルヘカラサル世家卒循ノ道ヲ定メタル法規ノ調査起草ニ就テモ亦不肖等ニ委嘱セラルヘシト思念シ竊ニ備フル所アリタリト雖モ遂ニ其儀ニ及ハスシテ止ミ爾来荏苒歳月ヲ経過シテ今日ニ到リ未タ一モ規定セラレタルモノアルヲ見ス」[40]（傍点は山中）ということである。すなわち伊東の懸念は、王公族の「世家卒循ノ道ヲ定メタル法規」が「今日ニ到リ未タ一モ規定セラレタルモノアルヲ見ス」ということにあった。

何故「王公族ノ世家卒循ノ道ヲ定メタル法規」＝王公家に関する細部の「軌範」を定められなかったのか。それは、「韓国併合」に関連する当時の政治事情によるものと考えられる。それは、おおまかに言えば、三つある。

第一は、先に簡潔に述べた、前韓国皇室の処遇（「詔書」案）や後に言及する王公族の監督をめぐる統監府と本国政府・宮内省の交渉過程で表われているような両者の意見の相違である。

第二は、既述したように「況ンヤ解釈」を用いることにより、王公族を皇族に準ずると拡大解釈して皇族の王公族への婚嫁を認めるのはことはできないとか、「王公家軌範案」に賛成することは「不忠不義」であるとする主張などと同様の考えを持つ、後の枢密院に見られるような一定の政治勢力が当時も存在していたという事情である。その政治勢力の影響が朝鮮統治の円滑な展開を阻害する要因となるのではないかというおそれもある。

第三は、「韓国併合」を進めるには、韓国皇室はもちろん「併合」それ自体に抵抗する韓国の官僚・国民等を宥和するためにも、韓国皇室の処遇を日本の皇族として「礼遇」することが必須という事情である。このことは、もちろん「併合」後の朝鮮統治の円滑な実施をはかるうえでも重要であった。

しかし、第一の韓国皇室の処遇等についての、統監府と本国政府・宮内省との間の意見の相違は、第二章で紹介したように、最終的には大筋において（細部にまでは至らずとも）無くなり、合意に至っていたと考えられる。[41]

だからこそ、日本の韓国領有を「語調の余りに過激ならざる」「併合」という文字を用いた「併合条約」もまとまり、「併合詔書」も発せられたのである。[42]それらや当時の政治事情を踏まえて、伊東らは「詔書一・二」を起草したのである。その意味では、「詔書一・二」には、前韓国皇室＝王公族の所遇に対する当時の国家意思が反映・表明されていると言えよう。

それは、例えば「詔書一」の「前韓国皇帝ヲ冊シテ王ト爲シ」という文言に表われている。この文言は、天皇の命により、前韓国皇帝を「王」として立てる、すなわち王に任じるという意味であり、明らかに「併合条約」「併合詔書」の趣旨をふまえた前韓国皇帝に対する天皇優位が示されている。「詔書二」にも、この本旨は貫かれている。[43]前韓国皇帝・皇族に対する天皇優位は、とりもなおさず、前韓国皇帝・皇族に対する、天皇を首長とする天皇一族＝皇族の優位につながるからである。

「詔書一・二」は、まさにこの本旨に則って起草されており、王公族は、皇族の「礼遇」＝待遇をうける準皇族として、皇族の次位にあることは、法解釈上も、いちおうは明らかである。しかも、既に述べた第三の事情に、とくに配慮したのか、これらの「詔書」には、いかにも丁重に、前韓国皇室を「礼遇」すると見られる文言が連ねられている。

しかし、これらの「詔書」には、その性格上、当然のことでもあるが、王公族（家）に関する細部の「軌範」までは入っていない。けれども「詔書一」には、「世家卒循ノ道ニ至リテハ朕ハ当ニ別ニ其ノ軌儀ヲ定メ」（傍点は山中）と王公家の「軌儀」＝「王公家軌範」を「別ニ」定めるとの文言が入っている。伊東らとしては「王公家軌範」を制定して、王公族の国法上の位置をはじめ「世家卒循ノ道」を「軌範」として整備し、より明確化したいと考えて、起草に当って、右の文言を「詔書一」に入れたものと思われる。ところが、当時の政治事情、とくに先に挙げた第二、第三の政治事情から生じる紛争・運動に対する当時の政権のおそれが「軌範」の「調査起草」を躊躇させたのではなかろうか。そのおそれとは、王公家に関する細部の「軌範」を整備して「詔書一・二」の王公族の国法上の位置をはじめ「世家卒循ノ道」を整備し、より明確化することによって、国内において生じる政治的紛争、それの朝鮮統治への影響、朝鮮において生じる「併合条約」等の無効・反対など、朝鮮人官・民の反日運動である。

こうして「軌儀」＝「王公家軌範」の制定は、先延ばしにしなければならなくなったと推察される。その結果、主に先に述べた第二の政治事情の系譜を引く一定の政治勢力の存在が要因となって、「王公家軌範」の制定などをめぐる紛争（論争）が生じ、金子自身もその渦中に巻き込まれてしまったのである。そのことを指して、金子は、「茲ニ再ヒ韓国併合当時憂慮セル問題ニ逢着セリ」と歎いたのではなかろうか。しかし、彼は既に紹介したように枢密院のほとんどすべての審査委員と対立しても「併合以来条約及詔書ニ依リ朝鮮皇族ノ地位ハ定」まっている、

との意見を述べたのである。彼は、また王公族が「既ニ準皇族トシテアル以上ハ其ノ通リ取扱フヘキモノナルコトハ当然ト思フ」[44]とも述べている。彼は、法制官僚として、先に紹介したように王公族の「尊称名誉威厳ノ外ノ事ハ法律事項」とすれば「朝鮮ト日本トノ間ヲ阻隔スルコト後如キ議論」が議会に出る「虞」があることなどの配慮を踏まえ「当局者ハ併合当時ヨリ……条約竝詔書ヲ以テ日本ト朝鮮トニ対スル根本法ナリト思惟シ」日本「帝国ニ対シテ」＝にとって「最上法律ナリトノ見解ヲ取」っていたと考えて、当然の意見を述べたにすぎない。

上述したところから考えるならば、梨本宮方子女王と李王世子との間の婚約が成立するようになったこと、またさらに高久氏が挙げられた伊東の「皇室制度再査議」の文章のはじめに「他日王世子ノ王子誕生セラルルコトアルニ於テハ其ノ身位ト礼遇トヲ如何ニスヘキカノ問題亦必ス生セサルヘカラス」と述べられているように、梨本宮方子女王と李王世子との結婚によって「王子誕生」も予測される事態に立ち至った機会をとらえて、王公族の国法上の位置は「全然規定ヲ欠如シテ茫漠判スヘカラス」と、ほとんど定まっていないかのような印象を与える大げさな表現を用いて、王公家の「軌儀」＝「王公家軌範」の制定を促そうとした[45]というのが「皇室制度再査議」を提出した伊東の真意ではなかったかと考えられるのである。

以上、るる述べてきたところから明らかなように、王公族の「世家卒循ノ道」、いわば「王公家軌範」のように細部までは定まっていなくても、王公族の国法上の位置は、一九一〇年の「併合」の時点で、法的実態（「韓国併合条約」「詔書一・二」によって裏付けられた実態）としては、客観性をもって、いちおう定まっていたことが改めて確認できるのである。

この点は、朝鮮貴族についても同様である。朝鮮貴族は、既述したように「公侯伯子男」の華族と同一名称の爵位を授けられ（朝鮮貴族令第一条一項・第三条）「有爵者ハ其ノ爵ニ応シ華族令ニ依ル有爵者ト同一ノ礼遇ヲ亨」

けた（同上、第五条）。従って、爵位の名称は同じであっても華族ではないから、朝鮮貴族の順位＝「班位」は、国法上は、一九一〇年の「併合」の時点で、華族の次位に位置づけられていたと解される。

これら王公族・朝鮮貴族と、皇族・華族との国法上の位置については、次に述べる宗秩寮の事務分掌規定の中においても確認されるのである。

二　宗秩寮の設置とその意義

上述した王公族、朝鮮貴族の国法上の位置を、一九一〇年の時点で、皇族・華族との関係において、さらに明確化させているのは「韓国併合条約」、「詔書一・二」、朝鮮貴族令（皇室令第一四号）と同じく、一九一〇（明治四三）年八月二九日に公布された皇室令第一八号によって爵位寮を廃して設置された宗秩寮に関する規定である。宗秩寮の設置について、『明治天皇記第十二』は、次のように記述している。

宮内省官制の一部を改正し、爵位寮を廃して宗秩寮を置く、蓋し朝鮮を併合せるの結果、其の貴族の事亦其の寮をして管掌せしむるを以て、之を擴張するなり、是の日従一位勲二等侯爵久我通久を以て宗秩寮總裁と爲す、尋いで三十一日、華族總代として公爵徳川慶喜・侯爵淺野長勲・伯爵松平直之・子爵吉田清風・男爵吉川重吉を宮中に召喚し、宮内大臣子爵渡邊千秋をして勅語を傳宣せしめたまふ、其の文に曰く、

華族ハ士民ノ上ニ位ス宜ク履操端粛力メテ世ノ儀表タルヘシ

今ヤ新ニ宗秩寮ヲ置キ皇潢ノ貴キト共ニ崇班ノ重キヲ管セシム、汝等砥礪恪勤倍〻報効ノ誠ヲ致シ常ニ厥躬ヲ顧ミテ言行ヲ慎ミテ敢テ或ハ失墜スルコトナキヲ期セヨ

初め此の改正に方り正親院の名稱を用ゐんとして叡旨を候するや、天皇再考を命じたまへるを以て、更に宗秩の字を選びて

叡旨を候し、以て此の寮名を得たるなり、○官報、邊千秋書翰渡[46]

右の記述によると、「韓国併合」の結果、宗秩寮は「其ノ貴族ノ事」すなわち、王公族、朝鮮貴族の処遇のことなどを「管掌」させるため、爵位寮を「廃し」、「拡張」して設置されたことになる。「拡張」という文言が使われたのは、従来、爵位寮が「掌」ってきたのは「爵位華族及有位者ニ関スル事務」（一九〇七年一〇月三一日、皇室令第三号宮内省官制第三九条）であり、宗秩寮は、それらの事務に加えて、後述するように、新たに皇族、王公族、朝鮮貴族に関する事項の事務を「掌」るようになったからである。

しかし『明治天皇紀第十二』の、右の記述に基づく宗秩寮設置についての、従来の理解については、櫻井良樹氏の批判がある。櫻井氏は、宗秩寮の設置経緯は、日露戦後の貴族院をめぐる華族＝各爵位者内部での官僚勢力と反官僚勢力の激しい対立と自派の勢力拡大競争の鎮静化を目的とする華族監督の強化にあると主張される。[47]

櫻井氏は、経緯を詳しく史料を挙げて、論述され「華族監督の強化は、宗秩寮設置と華族の行為戒飭の勅語下付という形で実現されていくことになる。[48]」と述べられる。続いてまた同氏は、史料を挙げて、次のようにも論述される。「宗秩寮の設置が韓国併合とは別個の独立した問題であったことがわかる。[49]」「また宗秩寮設置の二日後に出された勅語（この直後は『華族戒飭に付』下されたものとか、『宗秩寮設置にあたって』下されたものとか呼ばれている）は、『華族ハ士民ノ上ニ位ス宜ク履操端粛力メテ世ノ儀表タルヘシ、今ヤ新ニ宗秩寮ヲ置キ皇潢ノ貴キト共ニ崇班ノ重キヲ管セシム、汝等砥礪恪勤倍々報効ノ誠ヲ致シ常ニ厥躬ヲ顧ミテ言行ヲ慎ミ敢テ或ハ失墜スルコトナキヲ期セヨ』というものであり、実質的に華族の行動を戒める内容であったことは、宗秩寮設置の意図が、華族監督機構の整備にあったことを語っている。[50]」と。

櫻井氏の主張には、私も異論はない。しかし、右の勅語の中で「今ヤ新ニ宗秩寮ヲ置キ皇潢ノ貴キト共ニ崇班ノ

重キヲ管セシム」という文言は、宗秩寮設置の目的を示したものである。その文言は、宗秩寮設置の目的が、同寮に皇族らが貴いこととともに、貴い位の重要なことを管掌させることにあることを示すものである。「皇潢」とは、後述する宗秩寮の規定を見ても明らかなように、皇族、王公族を指称したものと考えられる。また「崇班」は、華族、朝鮮貴族、有位者を指称したものと考えられる。また宗秩寮という名称自体も、天子の一族の秩序を管掌する役所という意味を有している。[51] さらにまた『明治天皇紀第十二』の「後記」によれば「明治天皇紀の編修事業は、大正三年十二月一日宮内省に臨時編修局（大正五年十一月臨時帝室編修局と改称）が設置せられたのに始まる。[52]」すなわち、『明治天皇紀』の編集事業は、「韓国併合」の一九一〇年八月二九日から四年余後の一九一四（大正三）年一二月一日、宮内省に臨時編集局が設置されて始まり、「広汎な」資料「蒐集」も行われながら進められたことが判明する。[53] この「後記」から考えても、宗秩寮設置についての、「韓国併合」にともなう王公族、朝鮮貴族の処遇との関連を記した『明治天皇紀第十二』の記述を、全く否定することもできないのではなかろうか。

上述したような理由から、私は、宗秩寮の設置には、櫻井氏が主張されるような「華族監督機構の整備」および「韓国併合」にともなう王公族、朝鮮貴族の皇族・華族制度への追加・編入と関連する天皇制権力の頂点の構造整序を管掌する機構の整備という二つの意義があったと考えたい。

このような観点から、次に宗秩寮の職掌を示す規定を検討しておこう。一九一〇年八月二九日、皇室令第一八号宮内省官制中改正、第三六条ノ二は、宗秩寮の職掌を左のように規定している。

第三十六條ノ二　宗秩寮ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一　皇族ニ關スル事項

二　王族及公族ニ關スル事項

三　爵位ニ關スル事項
四　華族ニ關スル事項
五　朝鮮貴族ニ關スル事項
六　有位者ニ關スル事項

右の規定を爵位寮の職掌に関する規定「爵位寮ニ於テハ爵位華族及有位者ニ関スル事務ヲ掌ル」（一九〇七（明治四〇）年一一月一日、皇室令第三号宮内省官制第三九条）と比較すれば、宗秩寮は、爵位寮の職掌に加え、新たに皇族、王公族、朝鮮貴族に関する事項についての事務を掌る機構として設置されたことが分る。新に皇族が加えられたのは、一九〇七（明治四〇）年の公式令（二月一日公布、即日施行）によって皇室典範が国家法として位置づけられたこととも関連していると言えよう。

さらに、宗秩寮の職掌を規定した改正宮内省官制第三六条ノ二の、三号を除く一号から六号の順位、すなわち皇族、王公族、華族、朝鮮貴族、有位者（華族、勅奏任官および国家に勲功ある者また表彰すべき「効績」ある者で、正一位から従八位に至る一六階の位階を有する者――一八八七（明治二〇）年五月四日、勅令第一〇号叙位條例第一・二条――従って、華族等と重複する場合もある）は、おのずと天皇制権力の頂点の法的構造における構成順位＝「班位」を示していることに注意しなければならない。この事務分掌の順序からも王公族、朝鮮貴族の国法上の位置が王公族は皇族の次位、華族の上位、朝鮮貴族は、華族の次位にあることが確認できるのである。事務分掌の順序を重要な事項から順に列挙することは、立法上、一般に行なわれているからである。四号の「華族ニ関スル事項」五号の「朝鮮貴族ニ関スル事項」より、三号の「爵位ニ関スル事項」が先順位になっているのは、叙爵されて、はじめて、華族、朝鮮貴族となるのであるから、事務分掌上の重要事項の順位としては、当然のことと考えられる。

以下、さらに王公族と皇族の順位＝「班位」、権限等の差異、次いで朝鮮貴族と華族の権限等の差異、およびそれらの意義について考察しておこう。

三　王公家軌範による王公族と皇族の班位等の再確認・整備・明確化と現実の先行

王公族と皇族の「班位」＝順位は、既述したように一九二六（大正一五）年一二月一日、皇室令第一七号王公家軌範第四〇条「王公族ノ班位ハ皇族ニ次キ……」などによってさらに再確認、整備されて明確化する。

しかし、後に「王公家軌範」において再確認・整備され、明確化する王公族の処遇は、現実には、かなりの部分が「韓国併合」の時点で既に先行されていたことは、看過されてはならない。このことは、一九一〇年八月二九日、条約公布の日に差遣された天皇の勅使稲葉正縄式部官を、九月一日に韓国皇帝（「併合」後の李王）が正装に大勲位菊花大綬章と菊花章頸飾を併佩して韓国宮内府大臣、侍従らと共に出迎えていること、[54] また同年一二月二八日、李王は陸軍大将の制服を着ることを認められ、その官に対する「礼遇」をうけていること[55]によっても実証される。

というのは、「王公家軌範」では「王ハ満十五年ニ達シタル後大勲位ニ敍シ菊花大綬章ヲ賜フ」（第五一条）、「王王世子王世孫公ハ満十八年ニ達シタル後特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外陸軍又ハ海軍ノ武官ニ任ス」（第五九条）と規定されているからである。このことは、前韓国皇帝は「併合」に際して、天皇から「冊シテ王ト爲」され（「詔書一」）、李王となるのであるから前韓国皇帝は、「王公家軌範」の制定をまつまでもなく、一九一〇年の「併合」の時点で、既に「王」として処遇されていたことを示している。この処遇は、皇族の「親王」と同じである（「親王ハ満十五年ニ達シタル後大勲位ニ敍シ菊花大綬章ヲ賜フ」一九一〇年三月三日、皇室令第二号皇族身位令第一一条、「親王王ハ満十八年ニ達シタル後特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外陸軍又ハ海軍ノ武官ニ任ス」同上、第

一七条二項）。これは、皇族と比べてより低位の処遇と言えよう。

この事実は、他の王公族についても、一九一〇年の時点で、後の「王公家軌範」と同じ処遇を受けていたのではないかと推察させる。

紙幅の制約上、一例を挙げておこう。王世子は、既に一九〇七（明治四〇）年一月一七日に、勲一等旭日桐花大綬章を贈られ、一九一〇年一二月二八日には、陸軍中尉の制服を着ることを認められ、その官に対する「礼遇」をうけている。[56] これは、「王公家軌範」第五三条・第五九条の規定するところと同じである。この処遇は、皇族では王（親王宣下の無い五世以下の男子――一八八九年二月一一日、皇室典範第三一条）と同じである（「王ハ満十五年ニ達シタル後勲一等ニ敍シ旭日桐花大綬章ヲ賜フ」前掲皇族身位令第一四条・前掲同上、第一七条二項参照）。

王公族・皇族の両者の処遇を単純に比較することは、難しいが、一九一〇年の時点で、既に叙勲等においても王公族は、皇族と比べて基本的には、より低位の所遇をうけているのである。しかし、華族には、この種の叙勲等の処遇は無い。従って、一九一〇年の時点で、皇族の次位、華族の上位という、王公族の国法上の位置は、叙勲等においても実態的には、いちおう定まっていたと言えよう。

四　王公族と皇族の権限等の差異

このように王公族は、皇族の次位に位置づけられ、皇族と比べて基本的には、より低位の処遇をうけたうえ、さらに王公族と皇族との間には、権限等において差異があった。その主なものを次に挙げておこう。

（一）皇族の成年男子は（多くは政治不関与を建前とする軍人であり、貴族院には皇族が可否を表明しない方がよい議事もあるため、実際には出席せず、名目だけではあったが）当然に貴族院議員となった（一八八九（明治二二）年二月一

一日、勅令第一一号貴族院令第二条）のに対して、王公族は、当然には貴族院議員となることはできなかった。

（二）成年に達した親王は、枢密院顧問官となる権利を有していたが（一八八八年五月一八日、勅旨）王公族には、その権利を与えられていない。しかし、皇族（皇室典範第五二条）と同様に「王公家軌範」（第六九条）によって「皇室」に対する「忠順」義務が課せられている。「忠順ヲ欠」いた時には、皇族と同様[57]「懲戒」された。「懲戒」は「謹慎停権及剥権」であった（同上、第七〇条）。この王公族の「忠順」義務も、後述するように、朝鮮貴族には一九一〇年の時点で「忠順」義務が課せられているのであるから「王公家軌範」の制定をまつまでもなく、一九一〇年の時点で既に課せられていたと考えられる。

以上に挙げた王公族と皇族の権限等の差異のうち、政治的権限の差異は、王公族には、「詔書一・二」に見られたように「皇族ノ礼遇」と「殿下ノ敬称ヲ用ヰ」させるなどの「尊称威厳及名誉」を与え、かつ、これを「保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約」する（一九一〇年八月二九日「韓国併合条約」第四条）が[58]、政治的に利用されるような地位や現実の日本政治に影響を及ぼすことができるような地位に就けたりしない、つまり王公族には、現実の政治に関与させないという日本国家の意思を表明するものにほかならない[59]。

このことは、王公族の監督をめぐる統監府と宮内省の意見の相違について、寺内統監が王公族の監督権に拘わった理由を桂首相に対して「併合条約」公布の翌八月三〇日に説明した電報の中で、既に「李王家監督ニ付屢々意見ヲ陳ベ御考慮ヲ煩ハシタルハ、新政ノ始ニ当リ我皇室ト李王家ノ関係ヲ明カニシ、皇室ノ尊厳ヲ盛ニスルト共ニ李王家ヲシテ政治上ノ関係ヲ絶チ長ク我皇室ノ恩沢ニ浴セシメンガ為ニ外ナラス。之ニ実ニ皇室トノ関係上ノミナラス朝鮮統治上ノ最大要件ナレバナリ。[60]」（傍点は山中）と述べていることによっても明らかである。

このように寺内が李王家＝王公族を統監府→総督府の監督のもとに置こうとしたのは「皇族ノ尊厳ヲ盛ニスルト

共ニ」李王家＝王公族と「政治上ノ関係ヲ絶チ」、彼らが政治的に利用されたり、現実の日本政治に大きな影響を及ぼすことができないようにしつつ、彼らを「皇室ノ恩沢ニ浴サセル」ためであった。この寺内の意見は、王公族と「政治上ノ関係ヲ絶」つことが、明確に表わされていない点以外は「詔書一・二」に十分、反映されていた。しかし、「詔書一・二」の中に、王公族の政治的権利について述べられていないことは、王公族に政治的権利を与えないことの消極的表現とも考えられる。こう考えれば「詔書一・二」には、寺内の意見が反映されていたと言えよう。事実、既述したように王公族は、政治的に利用されたり、日本政治に影響を及ぼすような地位に就くことができなかったのである。寺内は、このように前韓国皇室＝王公族を処遇することが「朝鮮統治上ノ最大ノ要件」であると考えたのである。そのために王公族の監督権を総督の権限内に置こうとしたのである。[61] このことは、朝鮮在住の貴族についても同様で「當分ノ内」朝鮮総督が彼らを監督し、その主要な事項については、総督が宮内大臣と協議することになったのである（一九一〇年八月二九日、皇室令第一五号朝鮮ニ在住スル貴族ニ関スル件）。

五　朝鮮貴族と華族の権限等の差異

次に朝鮮貴族の権限等について華族と比較しながら見ておこう。既述したように「李王ノ現在ノ血族ニシテ皇族ノ礼遇ヲ亨ケサル者及門地又ハ功労アリタル朝鮮人」に対して「爵」が授けられ「朝鮮貴族」とされた（一九一〇年八月二九日、朝鮮貴族令第一条一項・第二条）。授けられた爵位は「公侯伯子男ノ五等」で（同上、第三条）、「有爵者ハ其ノ爵ニ応シ華族令ニ依ル有爵者ト同一ノ礼遇ヲ享」けた（同上、第五条）。爵位は、世襲で（同上、第一条一項）、授爵は「勅旨」をもって「宮内大臣」がこれを行なった（同上、第四条）。

この結果、七六名の者が叙爵した。公爵は無く、侯爵六名、伯爵三名、子爵二三名、男爵四五名であった。[62] さら

に積極的な親日活動をした者には、勲一等・勲二等の叙勲が追加された。[63]

しかし、爵位の名称は、同じであっても、朝鮮貴族は、華族の「礼遇」をうけるのであるから華族ではなく、既述したように、華族の次位に位置づけられたのである。

また様々な点において、朝鮮貴族と華族の間には、権限等において差異があった。その主なものを、次に挙げておこう。（一）華族の公侯爵で満二五才（後に一九二五年改正により満三〇才）に達したものは、当然、貴族院議員となり、伯・子・男爵で満二五才（後に一九二五年改正により満三〇才）に達した者は、互選されて貴族院議員になる資格を有する（貴族院令第三条・第四条一項）が、朝鮮貴族は有しない（帝国憲法第三四条、貴族院令第一条二号・三号・第三条・第四条一項）。[64]（二）華族の特権に関する条規は、天皇の諮詢により貴族院が議決するが（貴族院令第八条）、朝鮮貴族の場合は、そのような天皇の諮詢、貴族院の議決は要しない。（三）「勅旨ニヨリ特ニ認許セラレタル華族」は、皇族と婚嫁することができた（皇室典範第三九条）のに対し、朝鮮貴族は、皇族と婚嫁することができない。（四）朝鮮貴族は、王公族のように「皇室ニ対シ」（王公家軌範第六九条）という文言はないが、忠順義務が課せられていた。本人に「忠順ヲ欠クノ行爲」があった時は爵位の「返上」か、または「礼遇」の「停止若クハ禁止」（朝鮮貴族令、第一七条三号）、「相続人」に「忠順ヲ欠クノ行爲」があった時には「襲爵」を「勅許」されない（同上、第一四条一項）などの懲戒を受けた。爵位も、恒久的な「皇室」に対する「忠順」を条件とするものであったのである。[65]（その他、同上、第一六条も参照されたい）。それに対し、華族の忠順義務は、華族令（一九〇七年五月八日、皇室令第二号）・華族戒飭令（一九一一年一二月二七日、皇室令第六号）には規定されず、叙爵の時に「長く皇室の尊厳を扶翼せんことを誓う」という内容の誓書を賢所に祀られている神に捧げるという方式で課せられた。襲爵に際しては宮内省から本人にその誓書の写しが送られた。[66]

もちろん華族令にも懲戒規定は置かれている。例えば、（一）刑事の訴を受け勾留または保釈中の者、禁錮以上の刑の宣告を受けた時よりその裁判確定に至るまでの者（華族令第七条三号・四号）は、華族の礼遇を享けることはできない、（二）死刑また懲戒の宣告を受け、その裁判が確定した者は、失爵（同上、第二一条一項）、（三）華族の品位を保つことができない者は、華族の礼遇停止（同上、第二三条一号）、（四）華族の体面を汚辱する「失行」があった者は「情状ニ依リ」爵位返上、除族または華族の礼遇停止もしくは禁止（同上、第二四条一項）などの懲戒を受けた。

これらの中には直接、間接に忠順義務違反を内容とする懲戒も含まれていたものと思われるが、朝鮮貴族には、朝鮮貴族令によって直接、忠順義務が課せられていた点は、右に見たような華族の場合との差異として注目しておきたい。

また朝鮮貴族には「韓国併合条約」第五条（日本國皇帝陛下ハ勲功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲ爲スヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ榮爵ヲ授ケ且恩金ヲ與フヘシ）に基いて「併合」時に、それぞれ五〇万四、〇〇〇円～二万五、〇〇〇円という巨額の恩賜公債が与えられた[67]。

上述したところから明らかなように、朝鮮貴族に対しても、華族と同じ名称の爵位を授け、華族に準ずる礼遇、貴族の族称を与え、かつ「恩金」＝一定程度の金銭面での援助を与えるが、王公族と同様、政治的に利用されるような地位や日本政治に影響を及ぼすことができるような地位には就けず、政治に関与させないという日本国家の意思が表明されていたのである。このことは「明治四三年七月閣議決定」の朝鮮貴族令の説明に「日本華族ノ有スル参政権ヲ与ヘサル趣旨ナリ」との立法趣旨が「註」書きされていた[68]ことによって実証される。ここで言う「参政権」とは、選挙・被選挙権といった意味よりも、広く政治に参与する権限という意味に解すべきであろう。

以上に述べてきたところから明らかなように、一九一〇年の「韓国併合」にともない、それまで天皇制権力の頂点の法的構造を構成してきた皇族・華族制度に、新たに、前韓国皇帝・皇族が準皇族たる王公族として皇族の次位に、前韓国「李王ノ現在ノ血族ニシテ皇族ノ礼遇ヲ享ケサル者及門地又ハ功労アリタル朝鮮人」が、準華族たる朝鮮貴族として華族の次位に、それぞれ既述したような差別的な処遇をもって、追加、編入されたのである。それは「韓国併合」＝植民地領有によって、いちおう成立した植民地帝国日本における、「併合」以前の天皇制権力の頂点の法的構造を構成してきた皇族・華族制度の、「併合」に適合した変容[69]と言うことができよう。

六　二等国民の創出

このように日本は「韓国併合」によって、前韓国皇室・功臣を、天皇制権力の頂点の法的構造に差別的な処遇をもって追加、編入した。と同時に、それに対応して日本国民のなかに帝国憲法の適用を受ける（弱いながらも権利が与えられている）「臣民」と帝国憲法の適用をうけない二等「臣民」＝「二等国民」として取り扱われる、日本人とは差別された植民地朝鮮の国民が創出されたことを、看過してはならない。彼等は、納税義務はあるが国政参加の権利はない。植民地台湾の国民もそうであった[70]。このような差別を行なう基礎台帳となったのは、戸籍であったが、事実上は先行していた。韓国では、一九〇九年（明治四二）年三月、民籍法（法律第八号）が公布され、同年七月～九月の間に憲兵と警察官が共同で民籍調査に着手、翌一九一〇年五月には完了していた[71]。その後、日本人は戸籍法に基いて戸籍に登記されている者、朝鮮人は、朝鮮戸籍令（一九二二年）に基く戸籍に登記されている者として区別された。台湾人は、既に一八九六（明治二九）年の台湾住民戸口調査規則、一九〇五（明治三八）年の台湾戸口規則によって戸口簿に登記されている者として、台湾人と日本人とは区別されていたのである。台湾の戸口簿が

戸籍となったのは一九三三（昭和八）年であった。このような措置は、支配者たる日本人と被支配者たる植民地人民を戸籍の差異によって把握し、明確化して支配・被支配の秩序を維持、強化する目的のためにとられたものであった。こうして、日本は、一九一〇年の段階において、天皇制権力の頂点の法的構造とともに国民の階層構成においても、植民地帝国日本としていちおう成立するのである。

それだけではない。一九一〇年前後には、後述する（むすびにかえて――「一九一〇年体制」論の意義――参照一一四〇頁～一一四四頁）ように、近代日本の国家体制・法制度の根幹を構成する諸立法が出揃うのである。この点に着目しても、日本が近代国家を植民地帝国としていちおう成立した「韓国併合」の年である一九一〇年を象徴的にとらえ、日本近代国家の法体制を「一九一〇年体制」と指称し、把握することができるのである。この日本近代国家の法体制は、内地について粗描すれば、大正デモクラシー期に再編、強化されて普選・治安維持法体制に移行し、次いで普選法の形骸化と治安維持法を中核とする治安立法の強化をともないつつ、準戦時・戦時法体制（ファシズム法体制）に移行して議会制度など憲法上の原則が否定され、憲法自体が国民から隔離された「無憲法状況」[72]＝憲法停止状況が出現するが、敗戦による大日本帝国の崩壊に至るまで日本近代国家の法体制が植民地帝国日本の法体制であった本質も基本的には変りがないからである。

次に、韓国併合過程における軍の主導性の形成、朝鮮を主とする朝鮮・台湾の植民地統治機構の整備および一九一〇年前後の内地における諸立法・諸政策について簡潔に述べ、「一九一〇年体制」の意義にも言及して、むすびにかえたい。

むすびにかえて――「一九一〇年体制論」の意義――

日本のいわゆる「韓国併合」は、日露戦争時の日本の韓国に対する軍事占領から始まった。日露戦争は、名目上は、日本が韓国を軍事保全することにあったが、事実上は、日本の韓国に対する軍事占領に等しいものであったからである。

日本軍は、韓国の宮殿・官庁・民家などを占拠して軍事施設とし、軍票を使用して韓国各地の郡守に軍需物資を請求し、人々にその輸送を命じた。このように日本軍が韓国を軍事兵站基地化したため、韓国各地では民衆や義兵の抵抗運動が起きたが、日本軍は韓国全土に軍律体制を施き、彼らを死刑などの厳罰に処した。

軍律は、一九〇四（明治三七）年七月二日、日本軍の軍事行動に必要な施設に対する妨害、破壊など、韓国民衆の抵抗を排除・弾圧するために韓国の一部に施行されたが、九日には、全土に拡大、施行された。翌一九〇五年一月六日には、処罰の対象が拡大され、間諜・利敵行為、軍人・軍属に対する職務妨害　集合・結社・言論・出版までもが、取締り、処罰の対象となった。徴用拒否は「間諜」と看做され、場合によっては処罰された。またロシア人と交際があったり、ロシア貨幣を所持しているだけでも処罰の対象となった。軍律は、その後、同年七月、日露戦後の一九〇六年八月にも改訂され、内容も詳細となり、罰則も強化された。(73)

日本は、このように韓国の犠牲のうえに日露戦争に辛勝するが、日露講条約調印直後の一九〇五（明治三八）年一一月一七日、軍事力を後ろ楯に第二次日韓協約を締結し、韓国の外交権を奪い、韓国の主権を奪って、韓国を日本の保護国化した。

こうして「韓国併合」の過程が進められるが、その過程は、日露戦争時の韓国の軍事占領からも明らかなように、

軍とくに陸軍が、かなりの主導権をもって進めていった。

例えば、第二次日韓協約締結に際しても、韓国駐剳軍司令川長谷川好道陸軍大将は、一九〇五年一〇月三〇日に大本営訓令により「伊藤大使および林公使を助けて不日韓廷に提出せらるべき保護条約の通過をはかるべき任務」を与えられている。この訓令は、同年一〇月二七日の閣議決定第六項「長谷川司令官ヘ對シ、林公使ニ必要ノ援助ヲ與ヘ、以テ本件ノ満足ナル成功ヲ期スヘキ旨ノ命令ヲ發セラルルコト」に沿ったものであった。(74)

長谷川が、訓令を受け取った一週間後の一一月九日には天皇から特派大使に任命された伊藤博文がソウルに到着する。長谷川は、長州藩（支藩岩国藩）出身の軍人として駐剳軍の武力を後ろ楯に長州藩出身の伊藤とともに、韓国皇帝や韓国軍部大臣などに協約締結を威嚇をもって迫り、締結に至ったのである。(75)

このように駐剳軍の武力を後ろ楯に、軍主導のもと、軍と伊藤大使以下外交官との連携によって進められた協約締結の流れは、それ以降の「韓国併合条約」締結の過程においても基本的動向としては、変わらなかった。植民地化を進め、支配体制を確立するためには、韓国民衆の抵抗を排除・弾圧するため、強力な軍事力を必要としたからである。長谷川は、一九〇五年一一月に「意見書」において、今後の対朝鮮政策は、「武断的方法」をとるべきで今後の朝鮮支配は武官を最高首脳とする軍部支配に依るべきことすら要求していたのである。寺内正毅陸相は、山県有朋とともにこの長谷川の意見を支持していた。(76) 本稿第二章において述べたように、「韓国併合」にともなう韓国皇室・功臣の処遇を決めるに当っても、陸軍大臣兼務の寺内韓国統監が政府に対して強い影響力を与えることができたのは、彼自身も含め、彼の背後には、このような軍部勢力があったからである。

さらに、寺内が直接「韓国併合条約」締結に強い影響力を持っていたのは、彼が「韓国併合条約」締結に関する任務を政府から与えられていたことにもよると考えられる。それは、一九一〇（明治四三）年八月一三日付の寺内

統監より小村寿太郎外務大臣宛の次の電報からも明らかである。

八月十三日　寺内韓國統監ヨリ小村外務大臣宛（電報）

韓國併合條約交渉開始及其完結期ノ豫定ニ關スル件

第二五號

豫テ内命ヲ受ケ居レル時局ノ解決ハ來週ヨリ着手シタシ別段ノ故障ナク進行スルニ於テハ其週末ニハ總テ完了セシメ度意見ナリ就テハ在京中協議濟ナル條約案ニ基ツキ交渉ヲ開始スヘキモ該案中ノ文字多少修正ヲ要スルコトアルヘク其重要ナルモノハ更ニ御協議ニ及フヘシ右完結ノ際ニ當リ貴省ニ於テ執ラルヘキ手續ハ總テ準備整ヒ居ルコトト信スルモ御都合如何折返シ電報アリタシ[77]

右の電報において寺内が言う「時局ノ解決」とは「韓国併合条約」を締結することを指していると考えられる。こう考えると、寺内は、まず「韓国併合條約」締結を担当する「内命」をうけて「條約案ニ基ツキ交渉ヲ開始」するが「條約案」中の「文字」については「多少修正ヲ要スルコト」がある場合「其重要ナルモノハ更ニ」「協議」すると述べていることが分る。次いで彼は、「條約交渉」が「完結」した際に外務省において「執ラルヘキ手続」は「総テ準備」が整っていると「信」ずるが「都合」はどうなっているのか、「折返シ電報アリタシ」と述べているのである。

寺内が言う「在京中協議済」の「條約案」とは、彼が統監着任に先立って設置した併合準備委員会で議論の末、決められ、そのまま一九一〇年七月八日、併合実行方法細目として閣議決定された併合後の国称、朝鮮人の国法上の地位、韓国皇室・功臣の処分（処遇）、韓国の債権債務、官吏の任命、外国人の権利、外国人居留地の処分などの処理方針を指称したものと思われる。閣議では併合後の国称を「朝鮮」とすることも決められた[78]。

このように「韓国併合條約」は、寺内が、条約締結に関する任務を政府から与えられ、かなりの主導性をもって締結に至ったのである。寺内は、初代朝鮮総督に就任する。

寺内は、朝鮮総督として朝鮮における植民地統治機構を整備するが、朝鮮における統治機構の整備は、既に統監府設置の時からはじまっていた。統監府は、一九〇六年二月一日に開庁されたが、統監は、天皇に直隷し、内閣総理大臣を経て天皇に上奏・裁可を受け、日本帝国を代表して韓国外交事務を統轄、監督する権限を持った。また統監は韓国の安寧秩序を保持するため、必要と認める時は、韓国守備軍の司令官に対し、兵力の使用を命ずることができた。[79] 統監は、統監府令を発し、これに禁錮一年以下または罰金二〇〇円以内の罰則を付することができたのである（一九〇五年一二月二一日、勅令第二六七号統監府及理事庁官制）。

このように統監の権限は、強大で、後の総督とほとんど変わらない権限を既に有していたのである。[80]

こうして韓国は、外交権を完全に奪われ、内政権さえ、ほとんど奪われたような状態になっていた。

内政権は、一九〇七（明治四〇）年七月二四日の第三次日韓協約によって韓国政府の法令制定や重要な行政処分は予め統監の承認を経ること、高等官吏の任免は統監の同意を得て行うこと、統監の推薦する日本人官吏を任命することなどが必要となり、統監が完全に掌握するに至った。また秘密の覚書によって、韓国内閣の各部に日本人次官が配置され、司法の各分野にも大量の日本人が採用された。皇宮守備の一大隊を除いて韓国軍の解散も決められた。韓国は、主権を完全に喪失させられたのである。[81] さらに寺内統監は、韓国の内閣総理大臣臨時署理朴斎純と交渉して、韓国の警察事務も日本政府＝統監に委任させ、行政警察権まで奪ってしまった。加えて、憲兵と警察を統一し、朝鮮駐劄憲兵隊長明石元二郎（陸軍少将）が初代警務総長となって（一九一〇年六月三〇日、勅令第二九六号統監府警察官署官制）「韓国併合」準備にも尽力したのである。[82]

上述したようにして、朝鮮における植民地統治機構は「韓国併合」前から整備されはじめていたのである。

一九一〇年八月二二日に寺内統監と韓国内閣総理大臣李完用が全権委員として記名調印して締結された「韓国併合条約」第七条には「日本國政府ハ誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ相當ノ資格アル者ヲ事情ノ許ス限リ韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用スヘシ」と規定されていた。儒教主義的な性格のものとは言え、既に官僚制統治機構が整備されていた主権国家韓国を「併合」して、植民地帝国をいちおう成立させた「日本国政府」として止むを得ない措置であった、と言えよう。(83)

さて、既述したように、寺内が「韓国併合」に当って、かなりの主導性を発揮することができたのは、彼が併合条約締結交渉を任されていたこともあるが、彼の後ろ楯として山県有朋元帥を中心とする軍部（韓国では、韓国駐劄軍）の勢力があったことによるものと考えられる。その背後には、一九〇七（明治四〇）年九月の軍令の制定によって統帥権の独立が法的に確定され、軍部の国家統治機構内での位置が法的根拠を得たことがあった。それは、日露戦後の同年二月制定の公式令が、すべての（法律）勅令に内閣総理大臣の副署を要すると規定したことを、山県をはじめ、軍部が統帥権の独立を犯すものであるとして反対し、明治天皇もこの軍部の意見を支持した結果、陸海軍の統帥に関し勅定を経た規程を軍令とし、陸海軍大臣だけが副署すればよいことになったことによるものである。この背景には、日清・日露戦争に勝利したことによる軍の勢力の増大があった。(84) 軍令の制定により、その国家統治機構内の位置に法的根拠を得た軍部は、以後いっそう勢力を増大させ、国政を操作し、動かしていく。

他方、公式令が、既述したようにすべての法律、勅令に内閣総理大臣の副署を要すると規定したことによって、勅令のうち、各省専任の行政事務に属するものは、主任の各省大臣だけが副署すればよいことなどを規定した一八八九年の内閣官制第四条が廃止され、内閣総理大臣権限が拡大、強化される。と同時に警視総監、地方長官に対す

る内閣総理大臣の指揮監督権が明文化された。これは、帝国日本の統治機構構築の一環として、閣内における総理大臣権限の拡大、強化と総理大臣の地方支配権限の拡大、強化の措置であった。[85] 公式令は、また従来、天皇が定める皇室の「家法」であった皇室典範も国家法として位置づけた。

この時期、並行して日本の最高国策である「帝国国防方針」「国防ニ要スル兵力」「用兵綱領」が、統帥部で起案検討され、内閣の審議を経ずに上奏され、そのうえで「帝国国防方針」についての審議は許されたが、「所要兵力」は、内閣総理大臣が閲覧するだけという取扱いで、天皇の裁可を得て決定された（一九〇七年三月）。これは統帥部＝軍部による行政府軽視、ひいては帝国憲法第一二条の編制大権を犯すものであった。これを天皇が裁可したことは、軍部の憲法蹂躙を天皇も認めたことになる。[86]

こうして、文＝政府・官僚と、軍部という日本近代国家の特徴である国家権力の法的構造が実現されたのである。

一九一〇年前後の、この時期には、莫大な日露戦費を調達するために制定された「非常特別税法」（一九〇四・〇五年）が戦後の一九〇六（明治三九）年に存続され、戦時中「非常特別税法」によって激増する国民の負担増の緩和を目的に応急的に行なわれた地方税の中軸をなす国税に対する道府県市町村などの附加税賦課の制限等が、ほとんどそのまま戦後も「地方税制限に関する法律」（一九〇八年法律第三七号）として恒久化（一九四〇年の地方税制改革まで）される。日本は税制面においても、植民地領有国家として恒に対外戦争を行ないうる国家としての体制を構築していたのである。[87]

この時期にはまた、一九〇七（明治四〇）年に、一九〇〇（明治三三）年の治安警察法など治安立法の体系化に対応して、日露戦後の植民地帝国日本の国家秩序の維持に適合する「画期的立法」である現行刑法も制定される。[88]

次いで、一九一〇年の「韓国併合」を目前に起きた大逆事件を契機に、この事件の処理を通じて、天皇制国家秩

序を維持する治安装置も量的、質的に整備される。その主な指標は、第一に警察的監視網である特別要視察人制度（一九一一年六月一四日、内務省訓第三四〇号特別要視察人視察内規―無政府主義者・共産主義者・社会主義者などの他、排日思想を有する朝鮮人にも適用される）の制定、特別高等警察の創立（一九一一年八月二一日、警視庁官房に特別高等課設置）、新聞紙法（一九〇九年）、出版法（一八九三年）の警察・刑事的運用の基本的形態の確立等による警察取締体系の完成、第二に内務省―警察機構という、第一＝従来の官僚装置と並行する第二の官僚装置として、司法省―検察機構が胎頭をはじめたことである。以後、内務省と司法省が相互に激しい対抗関係を維持しつつ治安維持に専念する装置が成立していく。[89]

さらにこの時期には、日本資本主義も独占段階に移行し、一九一一（明治四四）年には、それに対応する商法を中心とする商事・産業法制も整備される。[90]産業法制の一例を挙げるならば、植民地経営の金融的支柱として大きな役割を果たした朝鮮銀行法（一九一一年法律第四八号）がある。これによって、発券銀行であり、開発銀行である朝鮮銀行が設置されたのである。[91]同年にはまた、工場法（法律第四六号）も制定（一九一六年施行）される。同法は、慈恵的性格を残した、いわゆるザル法ではあったが、最初のまとまった労働者保護法であった。[92]

このような一九一〇年前後の法制改革は、植民地帝国日本の統治機構構築作業およびそれに直接、間接に関連する作業の一環であったと言えよう。

植民地統治機構[93]も、台湾では、一八九五（明治二八）年の領有以後、抗日武装闘争を軍事的に制圧し、翌一八九六年四月の軍政から民政への移行後も、台湾の人々から「土皇帝」と称された総督のもと、軍事・警察力を後ろ楯に軍隊・憲兵・警察が蕃地以外の地域を三つに分けて、治安維持を担う三段警備、保甲制度、警察力の強化による強権的警察政治＝統治機構として、また朝鮮では「併合」後も、軍事・警察力を後ろ楯に「天皇ニ直隷シ朝鮮防備

ノ事ヲ掌ル」総督のもと、憲兵警察政治、いわゆる武断統治機構として整備されていった。

これらの整備に呼応するかのように、内地では、一九一一（明治四四）年に、すべての国民を市町村住民として行政の末端において統治する市制・町村制が全面改正された。以後、この市制・町村制は、全面改正されることなく、むしろ改悪の方向をたどりつつ、統治機構の末端（市・町村、一九四三年改正では、町村会・部落会）を法的に構成して、国民を統治する。この市制・町村制を中軸として展開された地方改良運動→民力涵養運動は、帝国日本に要請される「挙国一致」体制をつくり上げるために、従来の府県―郡―町村―住民（或は府県―市―住民）といった点と線の行政系列を通ずる住民支配の方式から、その系列の整備、強化をともないつつ、かつ整備、強化された行政系列を中軸とし戸主会（家長会）などの諸種の行政補助組織を通じて一般（市）町村住民をも動員して、全政策・法の集中的貫徹をはかろうとする全面的・包括的な住民支配の方式であり、国民統合を目指したものであった。(94) この方式は、治安維持法を中核とする治安立法をともなって普通選挙法へと展開する。一九一一年には、日本は、関税自主権も完全に回復して国家的独立を達成する。

このようにして日本は一九一〇年に「韓国併合」を行ない、天皇制権力の頂点の法的構造においてもそれに適合した体制を構築するとともに、またその変化に応じて、その前後の時期に外地＝植民地と内地の統治機構を整備しつつ、外地と内地の双方から成り立つ植民地帝国として日本近代国家の法体制を整備、構築したのである。この体制は、既述したように、敗戦による大日本帝国の崩壊に至るまでその本質も基本的には変わらない。本稿が、日本近代国家の法体制を象徴的に「一九一〇年体制」と指称し、把握することを試論として提唱する最大の理由である。

この一九一〇年前後に成立する日本近代国家の法体制＝「一九一〇年体制」は、大まかに言えば、およそ二つの段階を経て形成され、成立した。最後に、この点について粗描し、本稿を閉じることとする。

第一段階は、明治維新後形成されてきた日本近代国家の法体制が一八八九（明治二二）年の帝国憲法を法的枠組みの基本とする天皇制支配の法構造を確立した時期である（一八八八年、市制・町村制、一八八九年、貴族院令、衆議院議員選挙法、内閣官制、一八九〇年府県制、郡制）。しかし第一段階では、近代法の中核となる民法・商法は法典論争の結果、施行が延期され（産業界の要請もあり、商法中、会社、手形、破産は、一八九三年施行）、ブルジョアジーはもちろん地主階級も政治的支配階級として未成立であった。[95]

日本資本主義確立のための基礎の構築とともに、ブルジョアジー・地主階級は、日清戦後の一九〇〇年前後に政治的支配階級として成立する。ほぼ同時期に民法（一八九六年一・二・三編公布、一八九八年、前三編とともに、四・五編施行）、商法（一八九九年施行）が制定公布される。一八九五（明治二八）年には、台湾領有に始まり、日本は、植民地帝国形成への第一歩を踏み出す。一九一〇年に至るまでのこの時期は、日本近代国家の法体制形成の第二段階である。[96]

＊　本稿は、著書については初出のみ書名、発行所、発行年、論文については題名、掲載誌名、号数、発行年を掲げ、後は初出注番号のみ掲げて、注記を簡略化している。注番号のみで不明確な場合、同じ著者の論文、著書が複数ある場合には、号数、発行年等を掲げて明示している。また法令等については、初出のみ原文を掲げ、後は常用漢字を用いることを原則としている。

（1）　本稿の主題に関する先行研究として、伊藤之雄「近代日本の君主制と朝鮮――韓国皇帝・皇族等の日本帝国への包摂――」（法学論叢、一五四巻四・五・六号、二〇〇四年、六五頁以下（後、伊藤『伊藤博文をめぐる日韓関係　韓国統治の夢と挫折、一九〇五～一九二二』ミネルヴァ書房、二〇一二年収録）が挙げられる。

（2）　現在、学説は、後述するように一九一〇年の時点では、王公族の国法上の位置は定まらず、あいまいであったとしている。しかし、私は、一九一〇年の「韓国併合條約」、韓国皇室礼遇の「詔書」等から解釈すれば、王公族の位置は、い

ちおう定まっていたと考えている。（本稿一一一七頁、一一二七頁参照）

（3）　中塚明氏は、日本が韓国を植民地として支配してきたにもかかわらず「併合」というあいまいな言葉で置きかえたことを批判されている。中塚氏は、さらにその間の事情を当時の外務省政務局長倉知鉄吉が「韓国が全然廃滅に帰して帝国領土の一部となるの意を明らかにすると同時に其の語調の余りに過激ならざる文字を選ばんと欲し」て「苦慮」した結果「当時未だ一般に用ひられ居らざる文字を選ぶ方得策と認め併合なる文字」を用い「之より以後公文書に常に併合なる文字を用いることとなれり」（朝鮮総督府外事局長、小松緑宛、前外務次官倉知鉄吉覚書（大正二年三月十日）、春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻（復刻版）原書房一九七〇年、一〇一三頁～一〇一四頁）と述べていることを紹介されている。中塚『近代日本と朝鮮』三省堂、一九六九年、九八頁～九九頁。なお、中塚「日本近代史研究と朝鮮問題」歴史学研究会編『「韓国併合」一〇〇年と日本の歴史学「植民地責任」論の視座から』青木書店、二〇一一年、一三三頁以下も参照されたい。

韓国では、併合条約やそれに至る第一次～第三次日韓協約の法的無効論が大勢を占め、韓国国民の常識となっている、と言われている。日本でも、この問題について議論がある。これらの点について白忠鉉、李根寛、ジョン・M・ヴァンダイク「韓国併合と国際法の問題――国際法の観点、国家論と国際法委員会、強制無効の事例の比較」（笹川紀勝・李泰鎮編『国際共同研究　韓国併合と現代――歴史と国際法からの再検討』明石書店、二〇〇八年、三七三頁以下）の諸論稿および石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』名古屋大学出版会、二〇一二年一一五頁～一一六頁を参照されたい。

なお、「韓国併合」などをめぐる最新の論争については安田常雄・趙景達編『近代日本のなか「韓国併合」』東京堂出版、二〇一〇年を参照されたい。

（4）　岡義武『山県有朋　明治日本の象徴』岩波書店、一九五八年、五〇頁。

（5）　詳細は、新城道彦「韓国併合における韓国皇帝処遇問題」日本歴史二〇〇九年、五月号、同「王公族の創設と日本の対韓政策――「合意的国際条約」としての韓国併合――」東アジア近代史、一四号、二〇一一年、同『天皇の韓国併合　王公族の創設と帝国の葛藤』法政大学出版局、二〇一一年（以下、本書を新城・前掲注(5)二〇一一として注記する）を参照されたい。

（6）　新城・前掲(5)二〇〇九、六八頁。

（7）　同上、六九頁。

(8) 同上、六九頁～七〇頁。
(9) 新城・前掲注(5)二〇一一、五一頁～五二頁。
(10) 新城・前掲注(5)二〇〇九、七〇頁。新城氏は、この歳費支給について「併合当時の日本の首相の年俸が一万二〇〇〇円ほどであったこと、一九二七年時の一一宮家の皇族歳費を合計しても七八万円ほどでしかなかったことを考えると、一五〇万円がいかに巨額であったかがわかる」（同上、同頁）と述べておられる。
(11) 新城・前掲注(5)二〇一一、五二頁～五三頁参照。
(12) 同上、五四頁。
(13) 同上、五五頁。
(14) 同上、五五頁～五六頁。
(15) 同上、五六頁～五七頁。
(16) 同上、六二頁。
(17) 高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争（上）――皇室裁判令案・王公家軌範案・皇室典範増補――」社会科学、三二号、一九八三年、一八〇頁。
(18) 平沼騏一郎文書（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。島善高「大正七年の皇室典範増補と王公家軌範の制定」早稲田人文自然科学研究、四九号、一九九六年、三頁以下。
(19) 倉富勇三郎文書。小林宏・島善高編『明治皇室典範（下）』日本立法資料全集、信山社出版、一九九二年、八三六頁。高久・前掲注(17)、一八〇頁。新城・前掲注(5)二〇一一、九九頁。しかし、新城氏の、この「皇室制度再査議」に対する見解は、高久氏と異なる。後述する私見は（本稿一一二七頁参照）王公家の「軌儀」＝「王公家軌範」の制定を促そうとした点では、新城氏の見解とほぼ同様である（新城・同上、九九頁～一〇〇頁参照）。しかし、新城氏が、王公族の「法的位置づけ」は「皇族なのか否かを曖昧なままに創設された」（同上、七六頁）とされる点は、私見とは異なる。
なお、この「皇室制度再査儀」の難解な文言については、奥村郁三氏（関西大学名誉教授、東洋法制史）から御教示をうけた。
(20) 『翠雨荘日記』小林龍夫編『明治百年史叢書』第八巻、原書房、一九九六年、三六頁。一九一八年一〇月一日条。こ

れは、一九一八年九月二五日に枢密院の反対によって帝室制度審議会の「王公家軌範」が撤回された後、同年一〇月一日に伊東邸を訪ねた原敬首相に対し、伊東が「併合条約」と「詔書」を見せながら、枢密院の意見のように、皇室典範を改正することによって惹き起される事態を解説するために挙げた問題点である。時期的には、帝室制度審議会の結論が出た後の史料であるが、帝室制度審議会を総裁として主導し、「併合条約」と「詔書」により、王公族の国法上の位置を準皇族とした伊東の意見の前提となった彼の懸念が示されていると考えられるので、ここに挙げた。

(21) 前掲注(18)平沼文書。島・前掲注(18)、一一頁～一三頁。

(22) 島・同上、一三頁。

(23) 島・同上、一三頁～一七頁。

(24) 新城・前掲(5)二〇一一、一〇三頁～一〇六頁。一木は、同日開会の「王公家軌範案ニ関スル枢密院特別委員ノ相談会」(前掲注(18)平沼文書) においても同様の意見を述べた他「條約竝詔書ハ立法事項ニ渉ルカ如キ広汎ナル意義ヲ有スルモノニ非ス」として、「韓国併合條約」「詔書一・二」が法の意味を有していないと、法制官僚らしからぬことも述べている。

(25) 新城・前掲注(5)二〇一一、一〇八頁～一一〇頁。

(26) 高久・前掲注(17)(下)、社会科学、三四号、一九八四年、一一八頁。島・前掲注(18)、二一頁～二二頁。新城・同上、一〇九頁。

(27) 新城・同上、一一〇頁。

(28) 一九一八年六月一〇日開会「王公家軌範案ニ関スル枢密院特別委員ノ相談会」(前掲注(18)平沼文書)。

(29) 戦前期日本官僚制研究会編、秦郁彦『戦前日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会、一九八一年による。

(30) 晨亭会『伯爵伊東巳代治』下巻、晨亭会、一九三八年、三五頁。前掲注(19)倉富文書。小林・島・前掲注(19)、八三六頁。高久・前掲注(17)(上)、一八〇頁。

(31) 戦前期日本官僚制研究会編、秦・前掲注(29)による。

(32) 『枢密院会議議事録』第二〇巻、東京大学出版会、一九八五年、一三九頁　島・前掲・注(18)、一八頁。新城・前掲(5)二〇一一、一〇二頁。

伊東から上奏文と「王公家軌範案」を受け取った波多野は、一九一七年一二月二〇日これを上奏すると同時に「王公家軌範」が重大な法典で、国務大臣の職務にも関連するところ少ないことに配慮して、寺内正毅首相以下各大臣の意見を徴するため、寺内に回覧した。内閣でも早速これを審査し、二四日には「異存無之」との回答案を作成している。波多野の上奏文にも「王公族ノ身位権義ハ皇族ニ準ジテ臣籍ニ在ル者ト自ラ其ノ揆ヲ異ニスルハ韓国併合ノ際公布セラレタル先帝ノ優詔並併合条約ニ照シテ疑ヲ容レサル所ナリ」と記されていたのである（島・同上、一八頁）。

(33) 新城・前掲注(5)二〇一一、一一〇頁。

(34) 同上、一一八頁。

(35) 帝室制度審議会と枢密院の紛争（論争）については、高久・前掲注(17)（上）、一八七頁以下、同・前掲注(17)（下）、一一五頁以下、島・前掲注(18)、一八頁以下、伊藤・前掲注(1)二〇〇四、八二頁以下、新城・前掲注(5)二〇一一、一〇一頁以下を参照されたい。

(36) 伊藤之雄氏は、王公族を華族と同様に処遇したいと考えていたらしい山県の意向をうけて「韓国併合」前の帝国憲法や皇室典範に王公族についての特別な規定がないことを理由に、王公族は「普通人民」と同等であるなどの「一木らしからぬ、かなりこじつけ的な法律論を展開したのであろう。」（同・前掲注(1)二〇〇四、八八頁）と述べておられる。なお、前掲注(24)参照。

(37) 一九一八年六月一〇日開会「王公族軌範案ニ関スル枢密院特別委員ノ相談会」（前掲注(18)平沼文書）。島・前掲注(18)、二〇頁。この点については、浜尾新枢密顧問官も同様の意見を述べている（同上、二〇頁～二一頁）。

(38) 渡部萬蔵『法律大辞典』郁文社、一九〇八年、一二六八頁。

(39) 例えば、明治一七年七月一五日、宮内省乙第六号達、麝香間祗候無爵者ハ特ニ其戸主ノ爵ニ均シキ禮遇ヲ享ケシム

(40) 前掲注(19)倉富文書。小林・島・前掲注(19)、八三六頁。

(41) 「詔書一・二」には、王公族を準皇族として、王公族を皇族と明確に区別しながら、表向きは王公族を皇族のように「礼遇」することで、朝鮮統治を円滑に進めようとした寺内正毅の意向（新城・前掲注(5)二〇一一、一一八頁）が反映されている、と言える。なお、本稿一一一〇頁～一一一一頁参照。

(42) 前掲注(3)参照。

(43) 例えば、「詔書二」では、李堈らの子孫に対しても皇族として「礼遇」するなどの「栄錫」＝栄誉ある幸わせを「世襲」して、永く天皇の「寵光」＝寵愛の威光を受けさせると、天皇の優位が示されている。

(44) 一九一八年六月一〇日開会「王公家軌範案ニ関スル特別委員ノ相談会」における発言（前掲注(18)平沼文書）。島・前掲注(18)、二〇頁。

(45) このことは、伊東が「帝室制度再査議」において、次のように述べていることからも十分に実証される。「近時仄聞スル所ニ依レハ、王世子殿下ハ某女王ト婚約成リ、既ニ内許ヲ仰レタルカ如シ。果シテ事実ナリトセハ、其ノ結婚ニ関シ依遵スヘキ規定ハ新ニ制定セラレサルヘカラス。将又皇族女子ノ婚嫁ニ付テハ皇室典範及皇族（ママ）親族令ノ規定スル所素ヨリ王族公族ニ嫁スル場合ヲ予期セス。随テ今之カ善応ノ道ヲ講スルノ必要ナルハ言ヲ俟タサル所ナリ。」（前掲注(19)倉富文書。小林・島前掲注(19)、八三六頁。

(46) 宮内庁『明治天皇紀第十二』吉川弘文館、一九七五年、四六八頁～四六九頁。

(47) 櫻井良樹「宗秩寮の創設と日露戦後の貴族院」日本史研究、三四七号、一九九一年、五一頁～五六頁。

(48) 同上、五五頁。

(49)(50) 同上、五六頁。

(51) 勅語の文言の読み方・意味、宗秩寮という言葉の持つ意味等については、奥村郁三氏から御教示をうけた。

(52) 宮内省・前掲注(46)「後記」、一頁。

(53) 同上、一頁～二頁。

(54) 『勅使朝鮮差遣録』（一九一〇年、宮内庁宮内公文書館所蔵）。新城・前掲注(5)二〇一一、六九頁～七〇頁所引による。

(55)(56) 「王公族ニ対スル現時ノ取扱方」（前掲注(18)平沼文書）。なお、この「取扱方」には、「宮中席次ニ付テハ別段ノ規定ナキモ大礼及立太子礼ニ於テハ皇族ニ亜キ諸儀参列ノ地位ヲ認メタリ」と記されている。

(57) 皇室典範（一八八九年）第五二条 皇族其品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剥奪スヘシ

(58) 李王家は、経済的に恵まれていたが、公族は、必しも恵まれていなかった。新城・前掲注(5)二〇一一、二五六頁以

下参照。

(59) この点に関して加藤聖文氏が指摘された、次の事実は重要である。それは、一九四五年の敗戦に関して、バーンズ回答を受諾するか否かについての皇族会議に、皇族以外に二人の王公族（李垠・李鍵）が列席させられたこと、および皇族・王公族の中で唯一の戦死者（第二総軍参謀として広島で原爆によって死亡）が公族（李鍝）であったことである。加藤氏は、皇族会議に列席させられた二人の王公族は「ただ『うけたまわりました』と答えるのみであったとされる。」と述べておられる（加藤『「大日本帝国」崩壊東アジアの一九四五年』中央公論社、二〇〇九年、四〇頁～四二頁）。

(60)(61) 新城・前掲注(5)二〇一一、七四頁。

(62) その後、叙爵を拒絶、返却したり、叙爵を恥辱と感じて自殺する者さえいた。また、三・一独立運動（一九一九年）に関係して、爵位を剥奪された者もいた。このような朝鮮貴族の動向については、小田部雄次『華族近代日本貴族の虚像と実像』中央公論社、二〇〇六年、一五九頁以下を参照されたい。

(63) 姜東鎮『日本の朝鮮支配政策史――一九二〇年代を中心として――』東京大学出版会、一九七九年、一三七頁。

(64) 一部の朝鮮貴族（朴泳孝侯爵・尹徳栄子爵など）は、貴族議員になったが、華族議員としてではなく、勅選議員としてであった（小田部・前掲注(62)、一八五頁～一八六頁）。

(65) 姜・前掲注(63)、一三六頁～一三七頁。

(66) 小田部・前掲注(62)、五〇頁。

(67) しかし、朝鮮貴族も公族と同様、経済的に恵まれたものではなかった。この点については新城・前掲注(5)二〇一一、三四一頁以下を参照されたい。

(68) 「王公族及朝鮮貴族ニ関スル資料」（内務省管理局が「韓国併合ニ関スル書類抄」に基いて作成した）水野直樹編『戦前期植民地統治資料』第三巻、柏書房、一九九八年、二四七頁。新城・同上、三六四頁。

(69) 皇族制度の変容は、一九一六（大正五）年に起った李王世子（世継）と梨本宮方子女王との結婚問題が一九一八（大正七）年一一月二八日の「皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得」という「皇室典範増補」をもって解決されたことによって、より整備されたものとなる。

(70) 原田敬一『日清・日露戦争』岩波書店、二〇〇七年、二三八頁～二四〇頁。

(71) 澁谷礼治・原田大六・近藤釼一編『朝鮮総督府極秘資料（大正六年刊）朝鮮の保護及び併合』中央日韓協会・友邦協会改編復刊、一九五六年、三二五頁～三二六頁。

(72) 渡辺洋三・長谷川正安・片岡昇・清水誠編『日本現代法史』岩波書店、一九七六年、一頁。

(73) 軍律体制については澁谷・原田・近藤・前掲注(71)、二四五頁～二四九頁、多胡圭一「日本による朝鮮植民地化過程についての一考察（一）―一九〇四―一九一〇年における―」阪大法学、九〇号、一九七四年、五一頁～五三頁、同「朝鮮植民地支配の軍事的性格――日露戦争下およびその直後を中心に――」日本近代法制史研究会編『日本近代国家の法構造』木鐸社、一九八三年、一三八頁～一三九頁。趙景達「東アジアの近代と『韓国併合』」国立歴史民族館編『「韓国併合」一〇〇年を問う　二〇一〇年国際シンポジウム』岩波書店、二〇一一年、二七頁、同『近代朝鮮と日本』岩波書店、二〇一二年、一七二頁～一七七頁。

(74) 荒井信一「韓国『保護国』化過程における軍事と外交」笹川・李・前掲注(3)、二四四頁。

(75) 同上、二四四頁～二四九頁。

また、第二次協約調印の数日後、ソウル在住の邦人が開いた宴の席上、伊藤が酩酊して「新条約の自慢話」を語ると陪席の長谷川が「伊藤一人の手柄ではないぞ」と怒り出したという話は、条約締結過程における駐剳軍の武力を後ろ楯にした軍の主導性を無視できないことを示している。(荒井・前掲注(74)、二四三頁参照)。

(76) 多胡・前掲注(73)一九七四、六五頁～六六頁。

(77) 外務省編『日本外交文書』第四三巻第一冊、日本国際連合協会、六七五頁。

(78) 澁谷・原田・近藤・前掲注(71)、四二三頁～四二六頁。趙・前掲注(73)二〇一二、二四八頁～二四九頁。

(79) 朝鮮支配において主導権を握ろうとする軍部は、この統監府及理事庁官制第四条の規定に対して、初代統監の就任予定者が文官の伊藤博文であることから、文官である伊藤が兵力を使用することは統帥権の干犯であるとして強力に反対した。反対の中心となったのは、参謀本部の田中義一陸軍中佐であった。これに対して伊藤は、韓国の実情から兵力使用権を要求し、要求が受け入れられない場合には、統監就任を拒否すると言明して軍部の反対に対抗した。ここに至って統監適任者が伊藤以外にいない事情もあり、大山巌陸軍参謀総長、寺内陸相の調停によって、山県も初代統監伊藤に限って軍隊使用権を承認した。(多胡・前掲注(73)一九七四、六六頁～六七頁)。伊藤は、天皇の大権によって元帥の資格で統監と

なった（山辺健太郎『日韓併合小史』岩波書店、一九九六年、一八二頁）。これらのことも、朝鮮統治において軍部とくに陸軍が主導権の確立を目指したこと示す重要な事実と言えよう。

(80) 山辺・同上、一八一頁～一八二頁。

(81) 山辺・同上、二〇〇頁～二〇三頁。趙・前掲注(73)二〇一二、二〇八頁。

(82) 澁谷・原田・近藤・前掲注(71)、三九三頁～三九七頁。山辺・前掲注(79)、二二五頁～二二七頁。多胡・前掲注(73)（三・完）、阪大法学、一〇一号、一九七七年、二〇〇頁～二〇二頁。なお、以前の経過については、同・前掲注(73)一九八三、一四四頁以下参照。

(83) 「併合」当初から重要度の低い道の長官→知事クラスを含め、郡守などの地方行政官吏には、朝鮮人が相当数採用されていた。その割合は、下級に行くほど多くなっている。しかし、要職は、内地（日本）人が占めていた。また府尹（内地の市長に当る）には、日本人、面長（内地の町村長に当る）には、地方の名望ある有力者である朝鮮人が採用された。この原則は、後に（一九三〇年代以降）面長にも少数ながら日本人が就くようになるが、府尹は日本人、郡守は朝鮮人という原則は、植民地統治時代を通じて変らなかった。（浜口裕子『日本統治と東アジア社会――植民地朝鮮と満洲の比較研究――』勁草書房、一九九六年、一八頁～二五頁）。

しかし、総督・日本人道長官→知事による朝鮮人郡守・面長に対する厳しい監督の体制が施かれていたこと、「道長官ハ朝鮮総督ニ隷」する（一九一〇年九月三〇日、勅令第三五七号朝鮮総督府地方官官制第五条）など道長官も、総督に対する厳しい服従義務が課せられていたことには注意しておかなければならない。

また三・一独立運動後の一九二一（大正一〇）年二月一〇日には、勅令第二六号「朝鮮総督府事務官等ノ特別任用ニ關スル件」が公布・施行され「朝鮮語ニ熟達シ朝鮮ノ事情ニ精通シ相當ノ学識經験アル者」の中から内地（本国）の「口頭試験委員ノ詮衡ヲ經テ」道知事・道参与官・道理事官・郡守として特別に高等文官に任用するみちも開かれたが、必ずしも朝鮮人官吏の登用・待遇改善が順調に進んだわけではなかった。三・一独立運動後は、朝鮮統治を厳格化する必要から、日本人官吏が増加したため、総督府関係官吏全体からすると朝鮮人官吏の率は落ちるという状況であった。しかし、わずかではあったが、朝鮮人の地方下級官吏への任用は増加した。（浜口・同上、一八頁～二〇頁）。

(84) 神田文人「統帥権と天皇制」横浜市立大学論集、人文科学系列、三七巻二・三合併号、一九八七年、一六一頁～一六

八頁。山中永之佑「内閣制度の形成と展開」日本行政学会編『年報行政研究21　内閣制度の研究』ぎょうせい、一九八七年、八〇頁～八四頁。同「明治四〇年内閣官制の改定と軍令」杉山晴康編『裁判と法の歴史的展開』敬文堂、一九九二年、四一一頁以下。同『日本近代国家と地方統治――政策と法――』敬文堂、一九九四年、一四七頁以下。

(85) 山中・同上、一九八七、七六頁～八〇頁。同上、一九九二、四四三頁。同上、一九九四、一六四頁～一六六頁。

(86) 神田・前掲注(84)、一六八頁～一七〇頁。

(87) 山中・前掲注(84)一九九四、三一四頁。

(88) 吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』日本評論社、一九九六年、一八四頁～一八九頁。

(89) 渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的研究敍説――大逆罪・不敬罪を素材として――」社会科学研究三〇巻五号、一九七九年、一六二頁～一七七頁。その他は、紙幅の制約上割愛している。渡辺氏の前掲論文を参照されたい。

(90) 三枝一雄『明治商法の成立と変遷』三省堂、一九九二年、一九八頁～一九九頁。福島正夫「日本資本主義の発達と私法」福島正夫著作集第一巻『日本近代法史』勁草書房、一九九三年、二一二頁～二一三頁。高倉史人「明治四四（一九一一）年商法改正の意義――罰則規定の改正を中心に――」法制史研究四六号、一九九六年、五八頁～六〇頁。

(91) 長谷川正安・利谷信義「日本近代法史」伊藤正己編『外国法と日本法』岩波書店、一九六六年、五九頁。

(92) 同上、八一頁。

(93) 紙幅の制約上、簡潔に述べることをおことわりしておく。

(94) 山中永之佑『日本近代地方自治制と国家』弘文堂、一九九九年、三〇二頁。なお地方改良運動、民力涵養運動は、町村において行われたものであるが、市においても同趣旨の運動が行われたものと考えられる。大阪市については、同上、三二五頁～三一一頁。同『近代市制と都市名望家――大阪市を事例とする考察――』大阪大学出版会、一九九五年、二九七頁～三〇二頁。

(95)(96) 山中永之佑「現代法史総論」山中・藤原明久・中尾敏充・伊藤孝夫編『日本現代法史論近代から現代へ』法律文化社、二〇一〇年、二頁～三頁。

最後に利谷信義氏の提唱された「三二体制論」について、簡潔に述べておきたい。

利谷氏は、玉稿「戦前の日本資本主義経済と法」において「三二体制」について次のように述べておられる。

三二体制　日本資本主義発達史上、産業資本の確立期をいつとみるかについて、対立する見解が存在することは周知の通りである。ここでは、山田盛太郎氏の見解に一応従い、明治三〇（一八九七）年ないし四〇年に求めておく。すでに明治四〇年には、独占の諸指標があらわれ、独占段階への移行を示すが、これは日本資本主義の特殊性から、産業資本段階の特質そのものが、かかる急激な独占段階への転化を内包しているのである。

法の発展の過程からみると、いわゆる「法体制確立期」の中心をなす、明治三二（一八九九）年から大正二（一九一三）年にいたる時期を、ほぼ右に対応する時期として位置づけることができるのではないかと思われる。この時期の法体制を一応「三二年体制」とよぶことにしたい。もちろんこの上限・下限で明確に時期を画しうるものではなく、その前後において、各種の指標ごとに出入りのあることは言うまでもない。（渡辺洋三編『岩波講座現代法七　現代法と経済』岩波書店、一九六六年、一二九頁～一三〇頁。―傍点は山中）

利谷氏が「三二体制」について、右の説明において述べられておられる、いわゆる「法体制確立期」とは、日本近代法史研究を画期的に発展させた鵜飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明編『講座日本近代法発達史―資本主義と法の発展―』（勁草書房より一九五八年から発刊）が行なった、日本近代法史の時期区分の第二期「法体制確立期」のことを指称されたものと考えられる。とすれば「法体制確立期」とは、鵜飼信成・福島正夫・川島武宜・辻清明氏ら『講座日本近代法発達史』の編者の「――座談会―時期区分について――『講座日本近代法発達史』公刊に当って（2）――」によれば「明治憲法の制定で出発」（鵜飼氏発言）し、第三期「法体制再編期」に至るまでの時期、すなわち「第一次世界大戦」（川島氏発言）に至るまでの時期ということになる（『講座日本近代法発達史2―資本主義と法の発展―』一九五八年、三二七頁～三三〇頁参照）。

利谷氏は、この時期の「中心をなす明治三二（一八九九年）から大正二（一九一三）年にいたる時期」に「ほぼ対応する」「法体制を一応『三二体制』とよぶことにしたい。」と述べておられのである。

この利谷氏の「三二体制論」は、一九一〇年前後の諸立法をも含む日本近代法体制の成立論として重要な意義を有する、と言えよう。

私が本稿で試論として提示した「一九一〇年体制論」は、一九四五年の大日本帝国の崩壊に至るまでの日本近代国家の法体制を植民地帝国日本の法体制として捉え、それがいちおう成立する一九一〇年を冠して「一九一〇年体制」として日

本近代国家の法体制を指称し、把握するという意味も持っている。

というのは、一九一〇年の「韓国併合」により、いちおう成立した植民地帝国日本の法体制は、本文で粗描したように、大日本帝国が崩壊するに至るまで統治構造等、その内容は歴史的条件の変化に応じて変る（本稿一一三九頁を参照）ことは、もちろんであるが、その本質が、基本的には植民地帝国日本の法体制であることには変りがないからである。

しかも、日本近代国家においては、内地＝本国と外地＝植民地の法は、植民地帝国日本の法として、当然直接、間接に関連し合っている。従って、「一九一〇年体制論」は、帝国日本の植民地支配に対する批判と反省の意味をも含む今後の日本近代法史研究の視点としても不可欠であると、私は考えている。

（後記）本稿を草するに当っては、高田敏氏（大阪大学名誉教授）、本文注(19)(51)で挙げた奥村郁三氏の他、高倉史人氏（高岡法科大学法学部教授）、謝政徳氏（大阪大学大学院法学研究科招へい研究員）、矢切努氏（大阪大学大学院法学研究科招へい研究員）、小野博司氏（神戸大学大学院法学研究科準教授）の御助力をいただいた。小野氏には、平沼文書の他、本稿に関連する多くの文献についても御教示をうけた。また、二〇一三年九月七日開催（於大阪大学大学院法学研究科）の日本近代法制史研究会における本稿の主題についての報告に際しては、御出席の諸氏から貴重な御教示をうけることができた。上記の各位に厚く御礼を申し上げたい。